

第1期基本計画

(2025年度－2028年度)

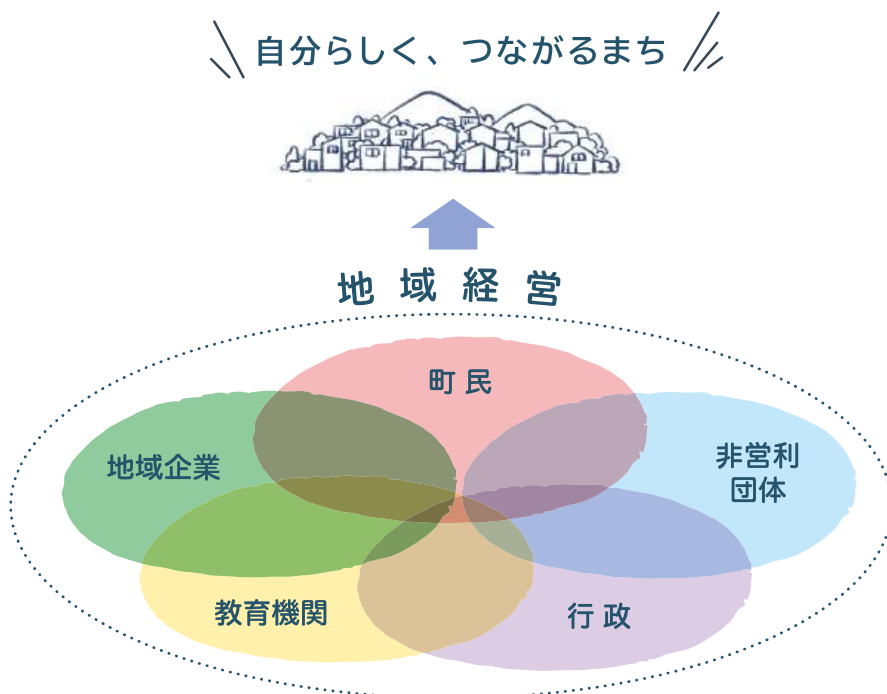
01 基本計画の目的・役割

基本計画の目的は、基本構想に示した 2040 年のまちの姿「自分らしく、つながるまち」を実現していくことです。

この実現のためには、行政の担う役割を着実に進めつつ、未来のあるべきまちの姿を描き、逆算して現在取り組むべき政策・施策・目標を、葉山町に関わる全ての人と手を携えて実行していくことが重要です。

2040 年の未来においては、生産年齢人口の減少に伴い、行政の人員確保や町税収入の維持も厳しい時代になっていると予測されます。しかし、その中にあっても、美しく豊かな自然環境の中で、町民が安全に安心して、健康に暮らし続けていくために、行政はデジタルの力を活用し、町民の声・想いを真摯に聴く、そして、想いを持つ人・団体同士がつながることができる、行動できるきっかけを提供し、地域として連携していくことで、葉山のまちづくりを前進（地域経営）させていく必要があります。

そのために、行政はつながりづくり・きっかけづくり・連携などの協力関係を構築し、下支えの役割を担い、葉山町に関わる全ての人とその歩みを共有し「自分らしく、つながるまち」を実現します。

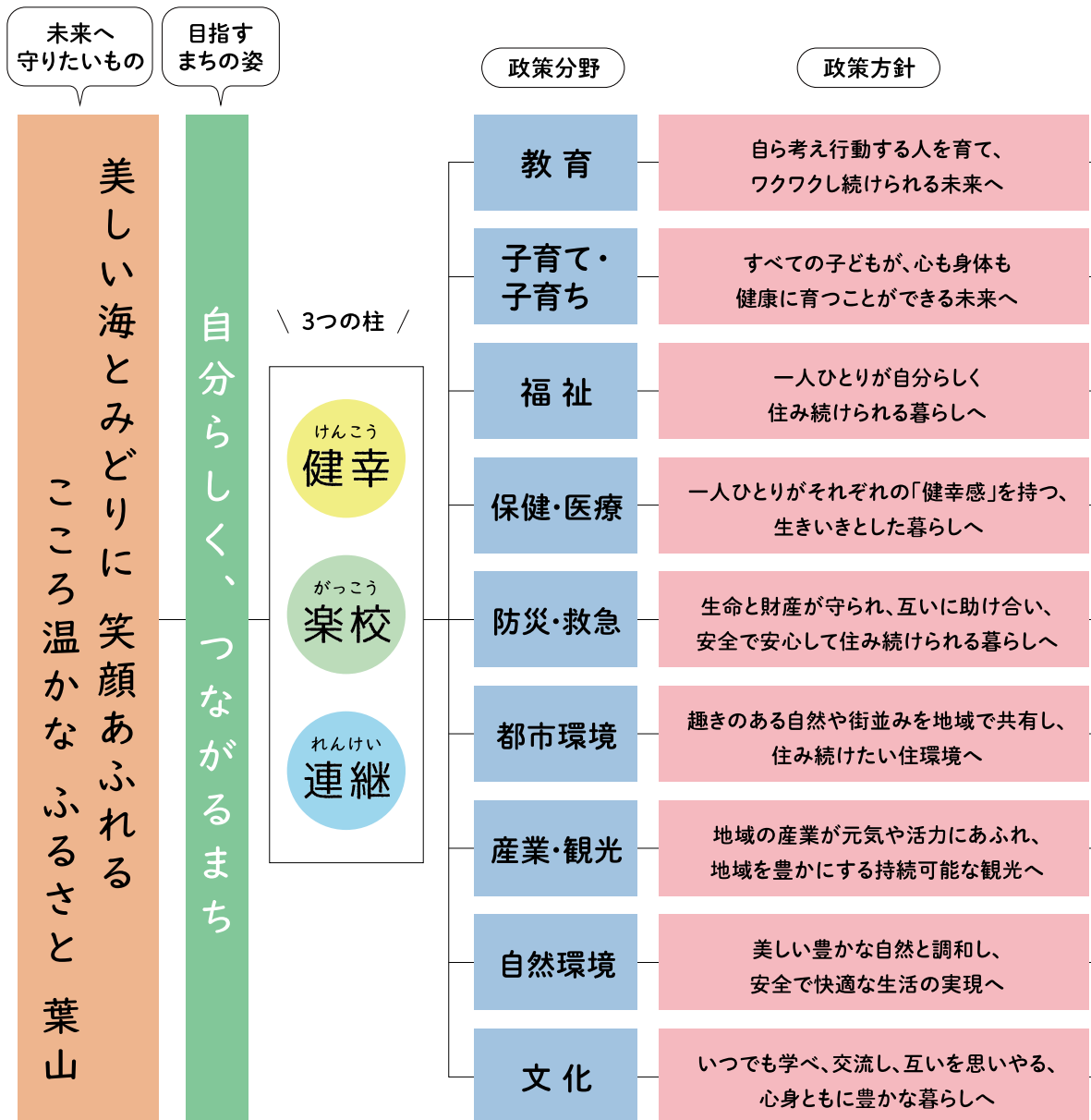


地域経営とは…地域の住民、町内会・自治会、企業、NPO 等の非営利団体、学校、行政など多様な主体が連携し、その地域が有する人・社会・歴史・文化・街並み・自然環境などの様々な資源を活用しながら、地域の抱える諸課題の解決に向けて取り組み、その地域が持続可能なまちづくりを進めることを言います。

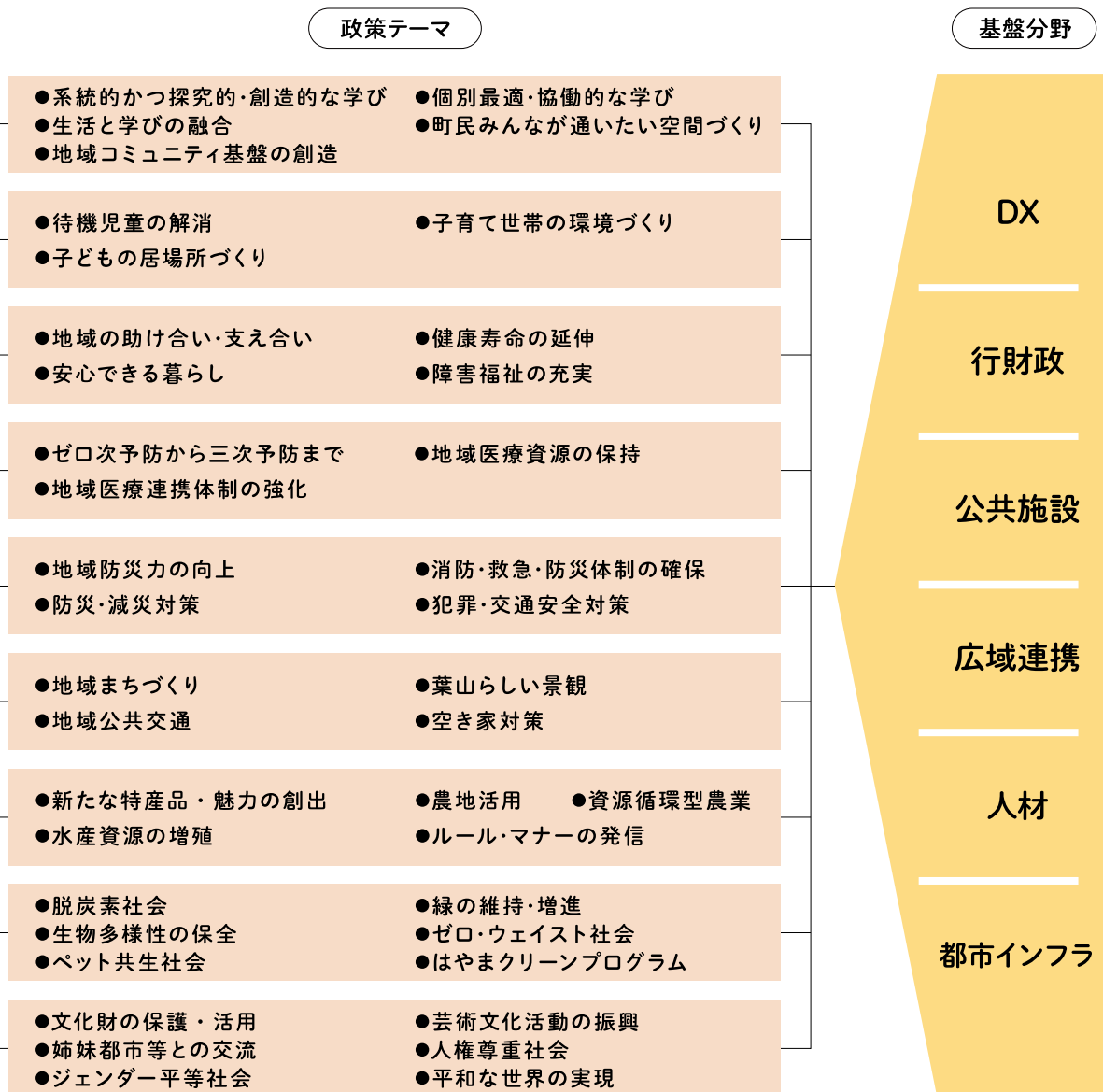


あじさい公園からの景色

02 施策の体系



未来の葉山町を実現するために、3つの柱と9つの政策方針、そして、町を支えるプラットフォームとして6つの基盤分野を掲げます。「自分らしく、つながるまち」の実現に向けて、分野横断的に政策の推進をしていきます。そして、ウェルビーイングの考え方のもとで「自分らしく、つながるまち」を通じて、未来のふるさと葉山を創っていきます。

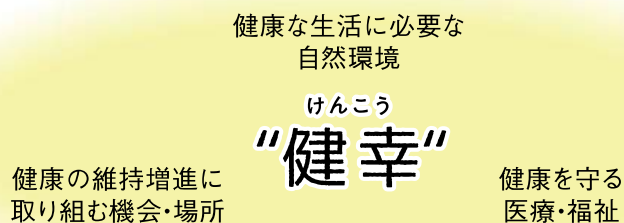


03 基本計画の3つの柱

「自分らしく、つながるまち」の実現に向けて、分野ごとの政策・事業を進めていくとともに、目指すまちの姿をより具体化させるために、各分野を総合的に網羅する基本計画の3つの柱を設定します。この3つの柱を「健幸（けんこう）」「楽校（がっこう）」「連継（れんけい）」とし、分野横断的に取り組む3つの柱として位置づけます。

1.「健幸（けんこう）」

「健幸」とは、美しく豊かな自然環境と共生し、それを活かした病気予防への取り組みと、保健・医療・福祉等の取り組みによって、町民が健康と幸せを享受し続けることができる暮らしのことです。



高齢化の更なる進展によって、将来的に町民の2人に1人が高齢者となっていくと予測される葉山町において、何歳になっても、町の美しく豊かな自然と共生し、住み慣れた町に住み続けていくこと。そして、学び続ける、やりたいことができること。この持続性のある幸せな暮らしを実現するためには、健康寿命の延伸が重要です。そのためには、健康的な生活を自然と送ることができるよう、環境整備に視点をおいたゼロ次予防から、病気をしても悪化を防ぎ、生活の質を保つための取り組みである三次予防までの一体となった予防施策を推進していく必要があります。

葉山町はゼロ次予防を推進できる美しく豊かな自然環境に恵まれており、外に出たいと思えることで町民相互のコミュニケーションが活性化し、精神的な健康にもプラスの影響を及ぼしていると考えます。この自然環境を未来へ保全し継承していくためには、気候危機と呼ばれる現状を乗り越え、緑や水辺地、生態系の保全や脱炭素への取り組みについても推進していく必要があります。そして、自然環境と共生しつ

つ激甚化する自然災害に向けた防災・減災への対応や、高齢者の孤立を防ぎ、社会性を維持するための地域の助け合いや支え合いの促進、移動の足である地域公共交通の確保など、町民がいつまでも安全に安心して住み続けられるまちづくりが重要です。このようなゼロ次予防が推進できる環境を活かし、スポーツ・運動機会の提供、地産地消の推進、芸術文化活動への参加などの健康の維持増進に取り組める機会・場所を創出するとともに、保健・医療・福祉等の取組みを推進することで、健康寿命の延伸を実現していきます。

また、高齢化の進展により、町の予算における福祉や介護等の社会保障関連経費が占める割合が増えていくことが見込まれます。健康寿命の延伸は、副次的な効果として社会保障関連経費の抑制と、行政サービスの持続性の確保にもつながります。一人ひとりの暮らしのために、さらに、財政的な制約のある中で持続可能な行政サービスを維持していくために、予防施策とまちづくりが一体となった取組みを進めていきます。そして、健康寿命の延伸と行政サービスの好循環によって、町民が健康と幸せを享受し続けることができる「健幸」の実現を目指します。

2.「楽校（がっこう）」

「楽校」とは、知識の詰め込みから思考力等を重視する学びをつくる、そうした学びに適した空間でありながら地域みんなが通いたくなる空間をつくる、そこでは多くの人たちが教育を通してつながることでコミュニティベースのウェルビーイングが感じられる、そんな新しい学びをつくることです。

新しい学びの実践

(もっと、ワクワクする学びを) (もっと、一人ひとりの学びを) (もっと、生活に学びを)

がっこう

“楽校”

もっと、通いたい空間を

もっと、つながる地域を

少子高齢化、人口減少時代の中、世界は急速に変化し、予測困難なものとなっています。同時に、AIに代表されるデジタル技術の発展により、今より格段に便利で豊かな社会が現実になろうとしています。このような変化がめまぐるしい時代において、真に必要な教育とはなんでしょうか。

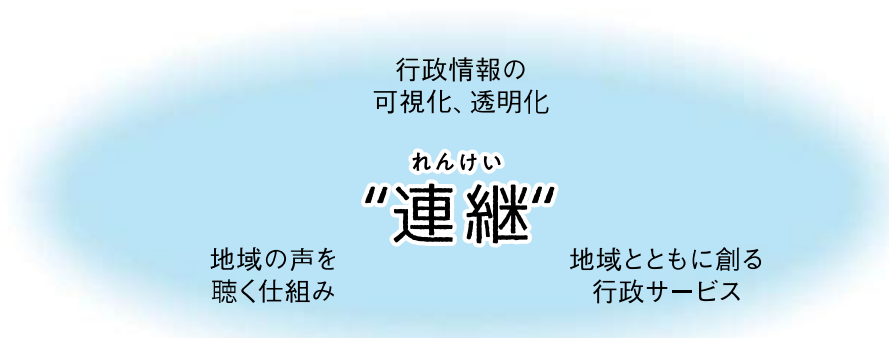
未来を担う子どもたちは、生まれながらにして多様で、優れた学び手です。自ら「気づき・考え・仮説を立て・行動し・振り返る」そんな社会で通用する課題解決サイクルを、自然と繰り返しながら成長していきます。葉山の「楽校」は、子どもたち一人ひとりの本来の力を信頼し、できるだけ子どもたちに委ねる自由な学びを目指します。ワクワクする学びと探究の鍛錬から、自律的・創造的・対話的に行動できる、社会に生きる力を育んでいきます。

また、「楽校」では、大人たちもワクワクし続けていることが大切です。学び続けること、学びを通してつながることの全てを「楽校」と捉え、社会と個人のウェルビーイングを最大化していきます。

「楽校をつくろう!」を葉山の教育に携わるみんなのスローガンに、ワクワクし続けられる未来を切り拓いていきましょう。

3.「連継（れんけい）」

「連継」とは、葉山を未来へ受け継いでいくために、葉山町に関わる全ての人が連携し、地域の力となる、これからのまちづくりのことです。



第四次計画では「協働のまちづくり」を掲げ、2017年4月に「協働のまちづくり指針～みんなでつくる葉山～」を策定し、町民と行政の連携によるまちづくりを進めてきました。しかし、社会情勢やライフスタイルの変化によって町民ニーズが今後ますます複雑化・多様化していくと予測され、かつ、町民アンケート調査等において地域のつながりが重要だという結果があることから、それぞれの地域に寄り添った細やかな行政施策の展開が求められていくと考えます。

そのために、町行政は「葉山町 DX 推進基本方針」に基づくデジタル化等によって行政サービスの向上を図っていきますが、人口減少社会にあっては、現在の行政サービス全てを将来も継続できるかはわかりません。行政が担う役割を着実に進めていく一方で、持続可能な町であるために、これからの行政サービスのあり方について検討を始めなくてはなりません。そして、その第一歩が、行政情報の可視化・透明化の徹底です。

行政情報の可視化・透明化の徹底とは、デジタル技術を活用した広報のさらなる充実と徹底したオープンデータ※化によって、行政情報を町内外に向けて広く知ってもらうこと、デジタル技術を基にした町民参加型プラットフォームを構築し、行政の企画段階から葉山町に関わる全ての人が参加できる仕組みを整備すること、そして、行政が地域の声を聴きに行くことの3つです。

行政職員は、主体的に課題を見つけ、解決に向けた方策を検討する。その方策を早期の検討段階からデジタル技術を通じて、葉山町に関わる全ての人が気軽に触れられること、そして、行政が地域の声や想いを真摯に聴くことで、結果として地域のまちづくりへの関心をさらに高める機会を作ることができます。多様な人たちが関心を持ったまちづくりの活動へ参加し、互いに連携しながら力を発揮していくことで、行政の力だけではない地域の力として、新たな行政サービスを創っていくことができると考えます。

これからの公共施設のあり方、子どもの居場所づくり、地域防災力の高まり、はやまクリーンプログラムの推進、ゼロ・ウェイスト社会※の実現など、地域の力を通じて、様々な地域活動を活性化させ、まちづくりを前進（地域経営）することで、まちの将来像の実現に向かっていく。未来へ葉山を受け継いでいくために、そういった葉山町に関わる全ての人が連携し、地域の力となっていく「連継」を実現するまちを目指します。

04 政策分野における取組み

2040 年に向けた長期的な展望に立ち、目指すまちの姿の実現に向けて、葉山町を支える基盤分野の上に展開する総合的な政策の方向性として、9つの政策分野を設定し、分野ごとに政策方針を掲げます。そして、政策方針や関連する行政計画等に基づき、第1期基本計画期間の4年間に取り組む基本施策を示し、着実に推進していきます。

①政策方針

2040 年に目指すまちの姿を実現するための行政分野ごとの「政策」を示します。

②政策の説明

2040 年に向けた政策の説明を示します。

③基本施策

政策方針に基づく、第1期基本計画期間中に取り組む「基本施策」と、その施策に対する「現状と課題」「施策の方向性」を記載しています。
なお、文章中の「※」については、資料編「07 用語集」にて用語の意味を記載しています。

教育

自ら考え行動する人を育て、ワクワクし続けられる未来へ

少子高齢化、人口減少など予測困難な時代において「築校をつくろう!」を合言葉に掲げ、新しい学びとそのための空間づくりに挑戦し、子どもたち自らが持続可能な社会の創り手となるよう、未来に向けて社会を発展させていく人材を育てます。

基本施策

1 もっと、ワクワクする学びを

現状と課題

新しい社会では「新たな価値を創造する力」「対立やジレンマに対処する力」「責任ある行動をとる力」が求められます。工業社会において重視された集団の「規律」よりも「探究心を持ち続ける」ことが働くうえで強みになります。9年間の継続的な森務教育課程において、正解のない問いに対して子どもたちが自ら考え、解決する力を身につける学習を、意図的・系統的・計画的に積み重ねることが求められています。

施策の方向性

スクールミッション(学校に期待すること)・スクールポリシー(学校が定める教育方針)に基づき、小中一貫教育としての9年間の系統的な学びと、ワクワクを原動力とした探究と創造を往復する学びで、学校と社会が一体になって「考えて行動する人」を育成します。

2 もっと、一人ひとりの学びを

現状と課題

学校には、多様な子どもたちが集まっており、例えば、理解のスピードが異なることや、不登校の傾向がある子どもたち、日本語を母語としていない子どもたちへの日本語の支援が必要です。

また、これまで特別支援教育として取り組んできた教育の仕組みを、すべての子どもたちに対して「個別最適な学び」「協働的な学び」が一体的に推進されるように、誰もが同じ空間の中で学び合えるインクルーシブ教育※に転換していくことが必要です。

施策の方向性

子どもが安全に安心して学校生活を送ることができる教育環境を構築し、学校は子どもとその保護者との信頼関係を築くために対話を大切にしながら、一人ひとりの個性や関心をしっかりと把握し、すべての子どもにとって「個別最適な学び」「協働的な学び」を実現します。

3 もっと、生活に学びを

現状と課題

新しい社会では、生涯学習やスポーツへの多様なニーズが高まり、人生100年時代を見据えた学び直し(リスキリング)の重要性も増えています。そのためには、行政・企業、学校、地域住民など多様な主体が連携し、個人の学びやスポーツへの参加を促すための情報発信や動機付けを強化することが不可欠です。これらの取り組みを通じて、誰もが主体的に学び、運動に親しみ、心身ともに健康な生活を送れるよう、生涯学習・スポーツ振興施策を充実させることが求められています。

施策の方向性

生涯にわたって知的好奇心と心身の健康を保持増進し、多様な主体と協働する力を高め続けるため、生涯学習(社会教育)・青少年・スポーツ・芸術文化・図書館等に係る施策の充実を図り、気づきの機会を広く提供し、生活と学びの融合を図ります。



政策分野は分野ごとに「①政策方針」「②政策の説明」「③基本施策」「④施策指標」「⑤関連する行政計画等」の5項目で構成しています。



4 もっと、通いたい空間を

現状と課題

学校、図書館、スポーツ施設をはじめとした学びの空間は、高齢化に加え、新しい時代のニーズへの対応が喫緊の課題となっています。限られた財源で、最適な空間を実現するためには、機能の集約化・複合化・分散化・代替え・官民連携などを組み合わせることが大切です。

施策の方向性

小中一貫教育による教育的な効果の最大化を図るため、施設一体型小中一貫校の整備を進めます。新しい学校の整備コンセプトはすべての町民との“シェア”とし、これまでの学校の枠を超えた複合施設化を実現し、子どもの居場所としてはもちろん、町民みんなが通いたい空間づくりを目指します。

5 もっと、つながる地域を

現状と課題

地域に開かれた新しい学びの空間は、教育そのものの質を向上させるだけでなく、地域・家庭を通じた新しい多世代の交流を生み、葉山のまちづくりにおいて様々な効果を上げることが期待できます。

施策の方向性

学校運営協議会*と地域学校協働活動*を両輪に、地域、学校及び様々な主体の有機的な連携を促進し、社会に開かれた探究的で創造的な学びを中心に、新しい教員の働き方と町民一人ひとりのウェルビーイングに資する地域コミュニティ基盤の創造に寄与します。

施策指標

施策No.	指標名	現状値	目標値
①	小中一貫型小学校・中学校（施設分離型）数	-	2中学校区（2028年度）
②	学校及びフリースクール等※、学びの場につなげる必要のある児童生徒数	小学校21人 中学校22人（2023年度）	0人（2028年度）
③	各種講座等参加者の満足度	-	85%（2028年度）
④	基本構想・基本計画に基づく、学校再整備の事業化	-	事業化（2028年度）
⑤	地域コミュニティで、学校教育と生涯学習（社会教育）を一体的に応援する仕組みやルールのもと運営する地域学校協働本部の設置	-	運営開始（2028年度）

関連する行政計画等

・葉山町教育ビジョン
・葉山町子ども読書活動推進計画
・葉山町スポーツ推進計画

第1期基本計画
2025・2028
政策分野における取組み

④施策指標

第1期基本計画の最終年次である2028年度における、基本施策の達成状況を評価する指標を示しています。

⑤関連する行政計画等

政策分野に関連する行政計画やプロジェクト名を示します。計画等の概要は資料編「06 行政計画等一覧」に記載しています。

教育



自ら考え行動する人を育て、ワクワクし続けられる未来へ

少子高齢化、人口減少など予測困難な時代において「^{がっこう}楽校をつくろう!」を合言葉に掲げ、新しい学びとそ
ののための空間づくりに挑戦し、子どもたち自らが持続可能な社会の創り手となるよう、未来に向けて社会を
発展させていく人材を育てます。

基本施策

1 もっと、ワクワクする学びを

現状と課題

新しい社会では「新たな価値を創造する力」「対立やジレンマに対処する力」「責任ある行動をとる力」が求められます。工業社会において重視された集団の「規律」よりも「探究心を持ち続ける」ことが働くうえで強みになります。9年間の継続的な義務教育課程において、正解のない問いに対して子どもたちが自ら考え、解決する力を身につける学習を、意図的・系統的・計画的に積み重ねることが求められています。

施策の方向性

スクールミッション(学校に期待すること)・スクールポリシー(学校が定める教育方針)に基づき、小中一貫教育としての9年間の系統的な学びと、ワクワクを原動力とした探究と創造を往復する学びで、学校と社会が一体になって「考えて行動する人」を育成します。

2 もっと、一人ひとりの学びを

現状と課題

学校には、多様な子どもたちが集まっており、例えば、理解のスピードが異なることや、不登校の傾向がある子どもたち、日本語を母語としていない子どもたちへの日本語の支援が必要です。

また、これまで特別支援教育として取り組んできた教育の仕組みを、すべての子どもたちに対して「個別最適な学び」「協働的な学び」が一体的に推進されるように、誰もが同じ空間の中で学び合えるインクルーシブ教育[※]に転換していく必要があります。

施策の方向性

子どもが安全に安心して学校生活を送ることができる教育環境を構築し、学校は子どもとその保護者との信頼関係を築くために対話を大切にしながら、一人ひとりの個性や関心をしっかり把握し、すべての子どもにとって「個別最適な学び」「協働的な学び」を実現します。

3 もっと、生活に学びを

現状と課題

新しい社会では、生涯学習やスポーツへの多様なニーズが高まり、人生100年時代を見据えた学び直し(リスキリング)の重要性も増えています。そのためには、行政、企業、学校、地域住民など多様な主体が連携し、個人の学びやスポーツへの参加を促すための情報発信や動機付けを強化することが不可欠です。これらの取り組みを通じて、誰もが主体的に学び、運動に親しみ、心身ともに健康な生活を送れるよう、生涯学習・スポーツ振興施策を充実させることが求められています。

施策の方向性

生涯にわたって知的好奇心と心身の健康を保持増進し、多様な主体と協働する力を高め続けるため、生涯学習(社会教育)・青少年・スポーツ・芸術文化・図書館等に係る施策の充実を図り、気づきの機会を広く提供し、生活と学びの融合を図ります。

4 もっと、通いたい空間を

現状と課題

学校、図書館、スポーツ施設をはじめとした学びの空間は、老朽化に加え、新しい時代のニーズへの対応が喫緊の課題となっています。限られた財源で、最適な空間を実現するためには、機能の集約化・複合化・分散化・代替え・官民連携などを組み合わせることが大切です。

施策の方向性

小中一貫教育による教育的な効果の最大化を図るため、施設一体型小中一貫校の整備を進めます。新しい学校の整備コンセプトはすべての町民との“シェア”とし、これまでの学校の枠を超えた複合施設化を実現し、子どもの居場所としてはもちろん、町民みんなが通いたい空間づくりを目指します。

5 もっと、つながる地域を

現状と課題

地域に開かれた新しい学びの空間は、教育そのものの質を向上させるだけでなく、地域・家庭を通じた新しい多世代の交流を生み、葉山のまちづくりにおいて様々な効果を上げることが期待できます。

施策の方向性

学校運営協議会※と地域学校協働活動※を両輪に、地域、学校及び様々な主体の有機的な連携を促進し、社会に開かれた探究的で創造的な学びを中心に、新しい教員の働き方と町民一人ひとりのウェルビーイングに資する地域コミュニティ基盤の創造に寄与します。

施策指標

施策No.	指標名	現状値	目標値
①	小中一貫型小学校・中学校（施設分離型）数	－	2中学校区（2028年度）
②	学校及びフリースクール等※、学びの場につなげる必要のある児童生徒数	小学校21人 中学校22人（2023年度）	0人（2028年度）
③	各種講座等参加者の満足度	－	85%（2028年度）
④	基本構想・基本計画に基づく、学校再整備の事業化	－	事業化（2028年度）
⑤	地域コミュニティで、学校教育と生涯学習（社会教育）を一体的に応援する仕組みやルールのもと運営する地域学校協働本部の設置	－	運営開始（2028年度）

関連する行政計画等

- ・葉山町教育ビジョン
- ・葉山町スポーツ推進計画
- ・葉山町子ども読書活動推進計画

子育て・子育ち



すべての子どもが、心も身体も健康に育つことができる未来へ

未来の葉山町を担う子ども一人ひとりが心も体も健やかに成長できるよう、地域社会全体で子どもの成長を見守るとともに、子育てを支える環境を整えることで、子どもたちが生きいきと育つまち「こどもまんなか」社会の実現を目指します。

基本施策

1 多様な保育の充実

現状と課題

核家族化やライフスタイルの変化によって、保育ニーズも複雑化・多様化しており、ニーズに対応できる保育環境の整備が求められています。特に0～2歳児の保育ニーズは依然として高く、保育所等の整備を進めていますが、待機児童の解消に至っていません。

また、放課後児童クラブ（学童クラブ）についても同様に、受け皿の整備に努めていますが、待機児童の解消に至っていません。

今後は、国の動向に注視するとともに、保育サービスの充実と受け入れ体制の整備等の柔軟な対応が必要な一方で、少子化により子どもが減少していくことを見据え、今後の保育環境整備のあり方について検討する必要があります。

施策の方向性

保育を必要としている全ての子育て世帯が、必要としている保育サービスを受けられるようにするため、保護者の多様な働き方に対応した取組みを行います。

保育所・放課後児童クラブについては、地域における子どもの数の推移を考慮した計画を策定し、受け皿整備などの必要な対応を図り、待機児童の解消に取り組みます。

2 魅力ある子育て環境づくり

現状と課題

核家族世帯の増加傾向に伴い、地域の中で支援を必要とする子育て世帯が増加傾向にあります。育児への不安や子どもの発達への不安・悩みなどの解消に向け、情報発信や相談体制の充実を図るとともに、子ども医療費の助成やひとり親医療費助成、妊産婦健診補助、産後ケア事業の利用促進など、子育て世帯の心理的・経済的負担に対する支援が求められています。

施策の方向性

将来の妊娠・出産を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うプレコンセプションケアなどをはじめ、妊娠前から気軽に相談できる体制を構築し、乳幼児とその保護者の交流の場などからも気軽に相談できるようにします。

また、子育ての相談や情報の提供・支援を行うとともに、子ども医療費の助成や妊産婦健診費用補助などにより、育児の負担感や不安感の軽減につなげます。

3 子どもが自分らしく育つ場づくり

現状と課題

妊娠・出産・育児の各期を通じて、母子の体調、子どもの発達への不安や悩みを持つ妊産婦からの相談が増えており、切れ目のない伴走型相談支援のための適切な対応が求められています。

また、ヤングケアラー*や虐待、不登校への対応とともに子どもの居場所づくりなどが社会的にクローズアップされており、子どもたちの健やかな心身が育成されるよう、地域社会全体での見守りや支援が必要となっています。

施策の方向性

地域全体で子どもと子育て家庭を見守る・支える環境をつくるため、身近な地域において保護者や子どもたちが集い、安全に安心して活動できる交流の場や機会の提供、子育て相談、地域における活動団体との連携を図ることで、地域における居場所づくりや支え合いの活動を支援します。

また、地域全体で児童虐待やヤングケアラーへの理解を深めてもらう取組みを行うことで、すべての子どもが安心して生活できる環境づくりに努めます。



施策指標

施策No.	指標名	現状値	目標値
①	保育所等待機児童数	10人 2024.4.1現在	0人 (2028年度)
①	放課後児童クラブ(学童クラブ)待機児童数	19人 2024.4.1現在	0人 (2028年度)
②	子育て中の保護者のうち、子育ての相談や情報提供を受けられる場所を知っている人の割合	—	100% (2028年度)
③	児童虐待やヤングケアラーの周知と啓発の実施	年2回 (2023年度)	年3回 (2028年度)

関連する行政計画等

・葉山町こども計画

福祉



一人ひとりが自分らしく住み続けられる暮らしへ

一人ひとりが自分らしく生きいきと安心して暮らすことができるよう、福祉に係る基本的ニーズが満たされ、誰も孤立することなく心身の健康を支える環境を住み慣れた地域ごとに確立します。

基本施策

1 地域での助け合い・支え合いの促進

現状と課題

個人や地域の抱える課題が複雑化・複合化している現代、さらに少子高齢化が進むことが見込まれる中、従来の福祉的な支援体制では対応しきれない現状があります。

また、特に高齢者や障害のある人が孤立しやすく、地域の助け合い・支え合いの重要性が高まってきており、地域住民の福祉に対する理解と参加の促進が必要です。

施策の方向性

支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的サービスとの協働により、暮らしを支える仕組みを構築します。

また、災害時における対策の充実や、孤立を防ぐための社会参加の促進を支援します。

2 健康寿命の延伸 3 安心して暮らしていける環境づくり

現状と課題

高齢者を中心に地域活動や貯筋運動・サロン活動等が地域ごとに活発に行われています。

今後、高齢者人口は横ばいを迎えるものの後期高齢者の割合が増え、かつ要支援・要介護認定者数が上昇していくものと見込まれています。こうした予測を踏まえ、介護予防や要介護状態とならない取組みを一層推進し、健康寿命の延伸を図るとともに、介護が必要な状態となっても安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護保険サービスや高齢者福祉サービスを充実させる必要があります。

施策の方向性

2 健康寿命の延伸

高齢者の生活の質が向上し、健康寿命が延びるように、地域での介護予防プログラムを推進し、運動や教育を通じて高齢者の健康を支援します。

また、地域包括支援センターの機能の充実を図ることで高齢者の多様なニーズに対応するとともに、高齢者の外出と交流活動を支援します。

施策の方向性

3 安心して暮らしていける環境づくり

年齢を重ねても安心して暮らしていけるように、高齢者への支援体制の充実、要援護高齢者の把握、見守り・助け合い活動促進、医療と介護の連携等の様々な事業を推進し、町民の長寿と福祉を確保する取組みを進めます。

また、認知症についての理解促進などとともに認知症予防事業を実施します。そして、地域包括支援体制を強化し、認知症関連の教育やサポートを提供し、認知症の方とその家族が安心して生活できる環境を整えます。

4 障害福祉の充実

現状と課題

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正により、2024年4月から事業者についても合理的配慮の提供が義務化され、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために、より一層の対話が求められています。

また、障害のある人は、一人ひとりの障害の状況や生活課題が異なるため、きめ細やかな支援が必要です。なかでも、家族の高齢化により、一人で生活することが困難な障害のある人への支援が増加しています。制度のはざまや、高齢・障害・児童の分野をまたぐ複合的な困難を抱えるケースもあり、関係機関の連携や、地域の見守り等の支援の必要性が高まっています。

施策の方向性

互いの人格と個性を尊重しながら共に支え合い、誰もが等しく社会参加できる環境を整えるための取り組みを進めます。

障害のある人が住み慣れた地域の中で自分らしく自立した社会生活を送れるように、社会的障壁を取り除いていくための障害理解の促進、一人ひとりに応じた適切なサービスや生活支援へつなぐための相談支援、孤立させないための情報提供の充実に取り組みます。



施策指標

施策No.	指標名	現状値	目標値
①	ふれあいいきいきサロン団体数	20団体 (2023年度)	25団体 (2028年度)
②	週1回以上地域活動への参加をしている人の割合	43.5% (2023年度)	50.0% (2028年度)
②	貯筋運動延べ参加人数	13,400人 (2023年度)	14,000人 (2028年度)
③	認知症サポーター養成講座受講者数	1,254人 (2023年度)	1,500人 (2028年度)
③	人生の最後を迎える際、最後まで自宅で過ごしたいと答える人の割合	22.7% (2023年度)	25.0% (2028年度)
④	障害理解促進のための普及啓発活動	年5回 (2023年度)	年6回以上 (2028年度)

関連する行政計画等

- ・葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画
- ・葉山町障害者福祉計画
- ・葉山町地域福祉推進プラン
- ・葉山町自殺対策計画
- ・葉山町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針

保健・医療



一人ひとりがそれぞれの「健幸感」を持つ、生きいきとした暮らしへ

一人ひとりが自分自身の心身の状態に関心を持ち、その人にとっての「健幸感」を高めることができるよう、健康の自己管理の習慣化を促します。また、健康リスクの早期対応と生活改善や、地域医療と連携した病気の重症化予防等を通して、健康寿命の延伸を図ります。

基本施策

1 予防活動の推進（ゼロ次予防から三次予防まで）

現状と課題

疾病リスクの大きな要因の1つは加齢であり、超高齢社会の中で、加齢に伴う疾病を持つ人の増加が予測されます。病気を全くしないことを目指すのではなく、加齢に伴う疾病を持ちながらも、その人にとっての「健幸感」が実感できることを目指すことが重要です。

一人ひとりが自分自身の心身の状態に関心を持ち、それぞれの状態に応じた「一次予防、二次予防、三次予防」に取り組めるよう、ゼロ次予防の観点も踏まえた健康リスクへの早期対応や、生活改善、地域医療と連携した病気の重症化予防等に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

健康の自己管理の習慣化を通して「健幸感」を高めていくため、歩くこと、話すこと、感じることなどを意識した環境整備に視点をおき、個人が意識しなくても自然と健康的な生活が送れることを目的とするゼロ次予防の周知や動機づけを行います。

また、自然環境を活かしたウォーキングの推進や、健康増進施設利用券の活用等による運動習慣強化、地域団体等と連携した食への取り組み、包括連携協定締結機関等と連携した未病※への取り組み等により、病気の発症を防ぐ一次予防・健康増進の推進を図ります。

併せて、各種健診やがん検診等を受診しやすい環境づくりと受診率向上への取り組みにより、病気の早期発見や早期対応・早期治療を目的とする二次予防の推進を図ります。

また、「かかりつけ医」「かかりつけ薬局」の推進により適正医療・適正服薬につなげ、既に病気を発症していても悪化を防ぎ、生活の質を保てることを目的とする三次予防を推進します。既にフレイル状態等にある高齢者に対し、本人の希望により訪問等で個別支援を行い、孤立を防ぎ改善につなげます。

2 地域医療資源の保持と適切な情報提供

現状と課題

現在、葉山町内には各科診療所や調剤薬局等があり、初期医療は概ね充実しています。逗葉医師会から提供される医療機関情報等については、オープンデータ※として公開し周知しています。

また、休日・夜間の一次・二次救急は、近隣自治体と連携しながら救急医療体制を維持しています。救急医療体制は、町内のみの単独で対応できる内容ではないため、今後も二次保健医療圏との連携継続が必要です。

施策の方向性

町内の初期医療体制については概ね充実しているため、オープンデータとして医療機関情報を継続提供し、町民が身近な地域で安心して適切な医療を受けられ、地域の保健・医療資源を有効に活用できるよう努めます。

また、救急医療体制については、今後も近隣自治体との連携を継続し、地域の医療資源の保持を図ります。

3 地域医療の連携体制の強化

現状と課題

新型コロナウイルス感染症への対応や、逗子葉山地区医療保健福祉対策協議会における災害時医療救護活動実地訓練等を通し、地域医療機関や医療関係団体との連携がより一層強化されています。

今後は、逗子葉山地区での地域医療連携に一層努めつつ、二次保健医療圏等における医療機関連携等に向け、行政として協力していく必要があります。

施策の方向性

新たな感染症の発生や災害時等を見据え、逗子葉山地区医療保健福祉対策協議会等での連携による、災害時医療救護活動実地訓練や研修会の開催を通し、逗子葉山地区の医療関係者との地域医療連携体制の一層の強化を図ります。

また、かかりつけ医等を通した二次保健医療圏等における医療機関連携や、医療機関の機能分担促進等に向け、行政として協力し周知啓発を行います。



施策指標

施策No.	指標名	現状値	目標値
①	特定健診受診者で1日30分以上の運動をしている人の割合（国保データベースシステムより）	43.1% (2023年度)	49.0% (2028年度)
①	長寿健診受診者で週1回以上運動している人の割合（後期高齢者国保データベースシステムより）	71.0% (2023年度)	72.5% (2028年度)
①	特定健診受診率（法定報告値）	31.4% (2022年度)	33.5% (2028年度)
①	長寿健診受診率（後期高齢者国保データベースシステムより）	28.8% (2023年度)	30.0% (2028年度)
①	がん検診受診率（地域保健健康増進事業報告での国保被保険者の大腸がん検診受診率）	男性15.1% / 女性17.9% (2023年度)	19.0% (2028年度)
②	医師会加入医療機関数、歯科医師会加入歯科診療所数、薬剤師会加入調剤薬局数（モニタリング指標）	13 / 8 / 7 (2024.4.1現在)	—
③	逗子葉山地区医療保健福祉対策協議会の開催数	5回 (2023年度)	5回 (2028年度)

関連する行政計画等

- ・葉山町健康増進計画・食育推進計画
- ・葉山町国民健康保険データヘルス計画・特定健診等実施計画
- ・葉山町新型インフルエンザ等行動計画

防災・救急



生命と財産が守られ、互いに助け合い、安全で安心して住み続けられる暮らしへ

社会情勢の変化、気候危機などによる災害の激甚化や多様化する犯罪等から住民の生命、財産を守り、地域の連携を高め、安全で安心して住み続けられる社会の構築を目指します。

基本施策

1 地域防災力の向上

現状と課題

全国各地で地震や風水害、土砂災害など多くの災害が激甚化するとともに、多発しています。安全・安心な暮らしを守るためには、地域防災力を高め、あらゆる災害に強いまちづくりが必要不可欠です。そのため、町民一人ひとりや事業者等の発意に基づく「自助」、地域の多様な主体による「共助」、町による「公助」の連携が求められています。

また、地域防災力の要となる消防団の役割は火災のみならず多様化しており、地域の実情を踏まえた適正な消防体制を将来にわたって確保していく必要があります。

施策の方向性

多様な共助組織が訓練等を通じて連携を深めることにより、地域における災害対応能力の向上を図ります。

また、消防団の装備や技術の強化を図るとともに、自主防災組織の育成を支援し、地域コミュニティにおける防災意識を高め、災害に対する知識の普及による地域防災力の向上に努めます。

2 持続可能な消防・救急・防災体制の確保

現状と課題

激甚化する災害や新たな感染症等に的確に対応するため、消防体制の総合的な対応力の強化、救急体制の効率化、適切な救急車の利用啓発等を図る必要があります。将来にわたり持続可能な消防・救急体制の確保が求められています。

また、大規模災害時における「公助」の取組みには限界があり「自助」「共助」の取組みが重要とされています。地域と連携した持続可能な防災体制を確保するために、災害時の避難の際に支援や配慮が必要な方に対する地域における支援体制の構築・避難支援策の充実が求められています。

施策の方向性

様々な社会環境の変化に対応できる持続可能な消防・救急体制を確保するため、あらゆる災害を想定した消防訓練の実施や人材育成を進めるとともに、デジタルを活用した救急体制の整備に取り組むことで、誰もが安全で安心して住み続けることができる環境を整備します。

また、地域と連携した持続可能な防災体制を確保するため、避難行動要支援者に対し、地域と協力して支援体制の構築を図るとともに、自ら情報を取得することが困難な方を含めた、あらゆる世代に対応した情報発信手段の整備・活用に取り組みます。

関連する行政計画等

- | | | |
|------------|----------------|-----------------|
| ・葉山町地域防災計画 | ・葉山町消防計画（策定予定） | ・葉山町緊急消防援助隊受援計画 |
| ・葉山町国民保護計画 | ・葉山町国土強靱化地域計画 | ・葉山町交通安全計画 |
| ・葉山町個別避難計画 | | |

3 防災・減災対策の推進

現状と課題

葉山町は、土砂災害の危険性が高い区域が多く、災害の発生もしくは被害の拡大を防ぐための事前の対策や、避難所等への早期の避難が極めて重要です。

また、火災時に迅速かつ円滑な避難が困難な高齢者や要介護認定者等の増加が今後予想されることから、高齢者世帯及び高齢者等の入居施設に対する火災予防啓発活動を更に強化する必要があります。

施策の方向性

樹木の倒木やがけ崩れによる被害の防止及び軽減を図るため、防災対策工事への助成制度による防災・減災対策に取り組みます。

また、火災予防及び被害の低減を図るため、効果的な防災対策の啓発とともに持続的な防火管理指導に努めます。

4 犯罪抑止・交通安全対策の推進

現状と課題

防犯活動に関しては、青色回転灯を装備した車両による防犯パトロール（青色防犯パトロール）の実施や、防犯協会等の活動の支援に努めています。交通安全活動については、高齢者の運転免許保有者の増加に伴い、高齢者が運転する車両による交通事故の増加が予想されるとともに、自転車や電動キックボード等の運転マナーも課題となっていることから、それぞれの交通手段に応じた事故対策が求められています。

施策の方向性

犯罪抑止にあたっては、各小学校の通学路や警戒を要するエリアを青色防犯パトロールにより実施するほか、葉山町が設置する防犯カメラの適正な維持管理、地域が設置する防犯カメラへの補助等により、犯罪抑止効果の向上に努めます。交通安全対策の推進にあたっては、警察や交通安全協会等の関係機関と連携し、自転車交通安全教室等を通して交通安全意識の向上を図ります。

施策指標

施策No.	指標名	現状値	目標値
①	自主防災組織リーダー主導の自主防災組織の訓練回数	12回 (2023年度)	32回×4年間 =128回
①	消防団による救助資機材の活用 (消防署との合同による大規模災害対応訓練)	年1回 (2024年度)	年2回 (2028年度)
②	防災行政無線の更新に併せた機能拡充	—	機能拡充の実施 (2028年度)
②	個別避難計画の拡充	4件 (2023年度)	174件 (累計策定数)
③	危険木伐採工事費等助成件数	9件 (2023年度)	20件×4年間 =80件
③	がけ地防災対策工事費等補助件数	0件 (2023年度)	5件×4年間 =20件
③	住宅用火災警報器の普及率	81.4% (2023年度)	85% (2028年度)
④	青色防犯パトロール実施回数	64回 (2023年度)	72回×4年間 =288回
④	地域防犯カメラ設置補助件数	—	3台×4年間 =12台

都市環境



趣きのある自然や街並みを地域で共有し、住み続けたい住環境へ

葉山らしい趣きのある景観と居心地のよい住環境について、地域の特性を住民同士、住民と町が共有したうえで、適切な土地利用を推進します。

基本施策

1 協働によるまちづくり

現状と課題

葉山町には風光明媚な海岸沿いのエリアから緑豊かな山あいの住宅地まで、魅力のある様々な街並み・景観があります。そのため、地域ごとの特徴・特性を、そこに住む地域住民と町行政とがしっかりと共有したうえでまちづくりを進めていく必要があります。一方で、土地所有者の権利やそれに基づく開発事業については、尊重をしなければなりません。そこで、一定の地域における住民で構成する「地域まちづくり推進協議会」と共にまちづくりのルールを定めたうえで、開発事業者との相互理解を図っていく必要があります。

施策の方向性

地域まちづくりへの関心が高まるよう、広報や各種イベントを通した周知やまちづくりに関する勉強会を実施します。
また、地域の方のまちづくりに対するビジョンを形にするため「地域まちづくり推進協議会」の設立を促すとともに、当該協議会との協働を軸とした地域まちづくりのルール作りを推進します。

2 葉山らしい自然や文化的な景観の維持・保全

現状と課題

美しい海や緑豊かな丘陵など四季折々に美しい変化を見せる自然景観、文化的な魅力をもつゆとりのある住宅景観。これらによって、葉山に住む人がやすらぎとうるおいを感じられる住環境が形成されています。
このように「葉山に住んで良かった」と感じられる住環境を未来へ継承するため、葉山町まちづくり条例や風致地区条例等の関係法令に基づき、引き続き景観の維持保全をする必要があります。

施策の方向性

町行政は地域住民のまちづくりに対するビジョンを共有したうえで、地区計画や風致地区条例など法令に基づいた規制を整備することで、適正な土地利用を推進するよう努めます。



3 地域公共交通の維持・向上

現状と課題

鉄道駅のない葉山町にとっては、通勤、通学、買い物などの移動に際して、路線バスが果たす役割は重要ですが、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式の定着に伴い、路線バスを含む公共交通機関の利用者は減少し、利用者数は今もなおコロナ禍以前の水準にまで戻っていません。さらに、2024年問題※の影響による路線バスの減便は多くの町民の生活に影響を与えています。このことから、地域公共交通の充足策を展開し、地域公共交通の維持・向上に努める必要があります。

施策の方向性

高齢化の進展や路線バスの減便などによって、公共交通の確保が喫緊の課題となっていることから「葉山町地域公共交通計画」に基づき、地域の公共交通事業者と共々できる持続可能な地域公共交通の再編を図ります。

4 管理不全空き家※・特定空き家※の解消

現状と課題

少子高齢化等の影響で、適正に管理されず放置された空き家の問題が発生しています。適正に管理が行われていない空き家は、防災・防犯といった安全性の低下や、公衆衛生の悪化、景観の阻害要因となるなど様々な面から地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼします。このような管理不全空き家・特定空き家の解消に向けて、所有者へ働きかけを行っていく必要があります。

施策の方向性

「葉山町空家等対策計画」に基づき、管理不全空き家の発生を未然に防ぐための普及啓発を進めるとともに、発生した管理不全空き家に対しては、空家等特別措置法に基づき所有者に積極的に助言・指導などを行い、特定空き家が発生しないよう、改善に向けて働きかけていきます。

また、相談窓口を設置し、所有者からの相談内容に応じた適切な提案を行っていきます。特に市場へ流通させることが難しい空家については「葉山町空き家バンク」への登録などを通じて専門業者へのマッチング等を行い、譲渡などの処分につなげます。

施策指標

施策No.	指標名	現状値	目標値
①	地域まちづくり推進協議会の認定数	5団体 (2023年度)	6団体 (2028年度)
②	地域の土地利用に関する満足度	54.8% (2022年度)	60.0% (2028年度)
③	町行政が運行する交通システムの導入	—	本格運行実施 (2028年度)
④	特定空家等認定数	7件 (2023年度)	0件 (2028年度)

関連する行政計画等

- ・葉山町都市計画マスタープラン
- ・葉山町景観計画
- ・葉山町耐震改修促進計画
- ・葉山町地域公共交通計画
- ・葉山町空家等対策計画

産業・観光



地域の産業が元気や活力にあふれ、地域を豊かにする持続可能な観光へ

各産業における従事者が目標とやりがいを持って仕事に取り組んでいる環境づくりを目指します。豊かな自然や文化・歴史、農業・漁業・商工業等、それらと調和した居住環境を維持していくと同時に、未来に引き継ぎ、地域を豊かにする持続可能な観光を目指します。

基本施策

1 新たな特産品・魅力の創出

現状と課題

葉山牛※や葉山クイーンビーフ※だけでなく、葉山野菜や魚介類も高い人気がありますが、生産量や漁獲高が少ない状況となっています。今後は農業・漁業の活性化を図るとともに、安定した提供が可能となる新たな特産品の検討・研究が求められています。

施策の方向性

葉山に住む人、葉山で働く人、葉山に訪れる人等、葉山に関わる全ての人により、豊かな自然や文化・歴史、農業・漁業・商工業、街並み等から、新たなつながり、新たな表情を見出すとともに、新たな取り組みや魅力ある商品を葉山町内における6次産業化※により創出します。

2 農地活用の推進

現状と課題

葉山町の農業者の多くは、定年退職後に自ら所有する農地で耕作を行っており、収穫された野菜は主に朝市やハヤマステーション等での直売や自家消費となっています。また、今後は農業者の高齢化や担い手不足に伴う未利用農地の増加が懸念されます。

施策の方向性

農地所有者へのアンケートにより農地の出し手と受け手を把握し、マッチングを推進するとともに、町民農園の拡充による農地の活用を図ります。
また、新たな担い手に就農してもらえよう、かながわ農業アカデミー等が開催する就農相談会に積極的に参加します。

3 資源循環型農業の推進

現状と課題

農林水産省では、肥料原料の輸入の停滞や輸入価格の上昇を受け、原料の安定調達や国内資源の活用等の観点から、国内で製造される堆肥の利用を推進しています。葉山町においては、生ごみ資源化処理施設で製造される堆肥を利用した農作物等の生産・消費が期待されています。

施策の方向性

家畜ふん堆肥や町生ごみ資源化処理施設等から製造される堆肥を利活用した資源循環型農業を推進します。

4 海の豊かさを守る

現状と課題

2016 年ごろから葉山町沿岸においても急速に藻場の減退が進み、残存する藻場の保全や再生に係る活動に対して支援を開始しました。今後は神奈川県や近隣市との連携強化を図りつつ、漁業関係者や学校、民間事業者等が連携するそれらの活動支援を継続していくことが求められています。

施策の方向性

神奈川県、近隣市、漁業組合や民間事業者等と情報共有・連携強化を図り、残存する藻場の保全と減退が進んだ海域における藻場の再生を推進するとともに、稚魚、稚貝の放流事業に係る支援を継続し、水産資源の増殖に取り組みます。

5 互いを思いやる観光

現状と課題

夏の海水浴シーズンを中心に年間を通して多くの観光客が訪れますが、一部の者によるごみの放置、犬の散歩でのノーリードやふんの後始末、深夜の花火等のルール・マナー違反により住民だけでなく葉山を訪れた人も不快な思いをしています。

施策の方向性

葉山の自然や文化・歴史を大切にしている住民と観光客がお互いを尊重・協力し合い、気持ちよく過ごすことができるよう、葉山のルール・マナーをわかりやすく発信します。

施策指標

施策 No.	指標名	現状値	目標値
①	新たな特産品の創出	－	2品 (2028年度)
②	農地の出し手と受け手の新規マッチング件数	3件 (2023年度)	4件×4年間 =16件
③	家畜ふん堆肥、町生ごみ資源化処理施設等で製造される堆肥の利用農家の割合	－	55% (2028年度)
④	漁獲量	53トン (2022年度)	58トン (2028年度)
⑤	ルール・マナーの周知と啓発	－	効果的に周知・啓発する 仕組みの構築 (2028年度)

関連する行政計画等

・農業経営基盤の強化に関する基本的な構想

自然環境



美しい豊かな自然と調和し、安全で快適な生活の実現へ

大量生産・大量消費などによる環境への大きな負荷によって、多発する異常気象による災害など重大な環境問題が発生している現状から脱却し、持続可能な社会や脱炭素社会を実現して、自然豊かな葉山の環境を次世代へ継承します。

基本施策

1 省エネ・再エネに取り組むまちづくり

現状と課題

2050年のカーボンニュートラル※を目標として、町施設の使用電力の再エネ由来電力への切替え（約9割）、町民向けの再エネシステム・EV導入の補助、環境配慮行動の普及啓発などの取組を推進しています。今後も事業者や町民と協力して取組を進めていく必要があります。

施策の方向性

公用車のEV導入、庁舎への太陽光パネルの設置を行い、省エネ・再エネに取り組む他、ブルーカーボン※などの葉山の特徴を活かした取組を推進します。カーボンニュートラルの実現に向け、温室効果ガスの削減を町全体で進めます。

2 緑と水辺地の保全

現状と課題

山林は放置等によって荒廃が進んでおり、樹木の越境や倒木、土砂の流出などの課題が散見されています。緑の保全と安全性確保の観点からも、山林の適切な管理手法を確立する必要があります。

施策の方向性

山・川・海が一体となって形成されている自然豊かな葉山を次世代に引き継いでいくために、町民とともに身近な緑の維持・増進に努め、河川及び海岸の美化清掃活動を推進します。

3 動植物・生態系の保全

現状と課題

葉山町には希少生物が生息している一方で、外来生物・有害鳥獣の繁殖によって在来の生態系に悪影響がもたらされており、農業・生活被害を引き起こしています。町民の理解と協力により防除を進めていますが、将来的な人的被害も懸念されるため、引き続き対策を推進していく必要があります。

施策の方向性

外来生物や有害鳥獣の対策を推進することで在来の生物や貴重な生態系を守り、人と自然が共存する生態系である里山を維持して生物多様性を保全する取組を進めます。

関連する行政計画等

- | | | |
|-------------------------|-----------------|-----------------|
| ・葉山町環境基本計画 | ・はやま気候非常事態宣言 | ・葉山町地球温暖化対策実行計画 |
| ・葉山町緑の基本計画 | ・葉山町森林整備計画 | ・葉山町台風・リス防除実施計画 |
| ・葉山町鳥獣被害防止計画 | ・葉山町ごみ処理基本計画 | |
| ・鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画 | | ・容器包装廃棄物分別収集計画 |
| ・葉山町災害廃棄物処理計画 | ・葉山町一般廃棄物処理実施計画 | ・はやまクリーンプログラム |

4 ゼロ・ウェイスト社会※を目指す循環型のまちづくり

現状と課題

「葉山町ゼロ・ウェイストへの挑戦」を表明し、ごみの減量化・資源化を推進しており、環境意識の高い町民の理解と協力によって葉山町の資源化率は全国的にも非常に高い水準にあります。2025年3月から予定している生ごみ分別収集をはじめ、更なるごみの減量化・資源化に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

町民による生ごみの自家処理を引き続き進めるとともに、資源化品目の追加を検討する等、町民・事業者・行政が連携し、ゼロ・ウェイスト社会の実現を目指します。

また、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に基づき、将来的なごみの焼却からの脱却、ごみ処理の安定化や環境負荷の軽減、資源の有効活用等に向けて、ごみの計画的な削減と資源化に向けた処理体制を構築します。

5 ペット共生社会の実現

現状と課題

ペットの多い町である一方で、犬の飼育マナーや飼主のいない猫によるトラブルに関して多くの相談があり、ペット共生社会の実現に向けて地域全体で取り組む必要があります。

施策の方向性

ペットを飼う人も飼わない人もお互いに配慮し、人とペットとが共生する、より良い社会を実現する取組みを推進します。

また、飼主のいない猫を地域猫として見守る活動を支援し、周辺の住環境の改善を図ります。

6 はやまクリーンプログラムの推進

現状と課題

プラスチックごみゼロ、そしてSDGs※の実現に向けて、2019年10月に町独自の環境配慮の取組み「はやまクリーンプログラム」を開始しました。この取組みを更に加速させるため、2022年6月に自然環境・人や社会・地域を思いやった行動を産官民連携で推進する「はやまエシカルアクション」を開始しており、葉山町に関わる全ての人が行動・実践できるよう取り組む必要があります。

施策の方向性

はやまクリーンプログラムの推進に向け、事業者や団体、町民、訪れる人など全ての人が、葉山町と地球の将来のために行動している「環境のまち」として「はやまエシカルアクション」の取組みを更に進めます。

施策指標

施策No.	指標名	現状値	目標値
①	温室効果ガス削減率（2013年度比）	2,581,866kg-CO2 （2013年度）	46% （2028年度）
②	緑地管理の担い手人数	414人 （2023年度）	500人 （2028年度）
③	アライグマ捕獲頭数 タイワンリス捕獲頭数 イノシシ捕獲頭数	67頭 1,030頭 65頭 （2023年度）	60頭 1,000頭 60頭 （2028年度）
④	焼却ごみ率	55% （2022年度）	35% （2028年度）
⑤	狂犬病予防注射接種率	74.4% （2022年度）	90% （2028年度）
⑥	はやまエシカルアクション個人賛同者数・事業者団体賛同者数	505人 / 150者 （2024.4.1現在）	2,000人 500者 （2028年度）

文化



いつでも学べ、交流し、互いを思いやる、心身ともに豊かな暮らしへ

地域の歴史・芸術文化に触れ身近に感じることで、郷土への愛着が生まれるとともに歴史・芸術文化が次世代へ継承されることを目指します。世代間や地域間の交流が盛んになることを通し、差別や偏見、いじめ、暴力がなく、一人ひとりがお互いを思いやり、認め合い、共に生きる平和な暮らしを安定的に続けていくことができるまちを目指します。

基本施策

1 文化財の保護と活用

現状と課題

葉山町には2023年度末現在で、国指定文化財2件を含む79件の文化財があります。これらの文化財を適切に保存し、後世に引き継いでいく必要がありますが、文化財所有者の高齢化に伴い、文化財の維持管理と継承が難しくなっています。文化財を確実に継承していくため、地域社会全体で文化財の保存と活用に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

地域の歴史・文化を物語る文化財を着実に保存し次の世代に継承するとともに、多様な主体との連携により町民がその価値を共有できる機会を創出し、地域への愛着と誇りを醸成します。

国指定史跡長柄桜山古墳群は、逗子市と共同で調査・整備を行い、2024年4月に利用を開始しました。今後とも文化遺産として適切に保存管理しながら、史跡の価値と地域の歴史を理解するための活用を図ります。

2 芸術文化活動の振興

現状と課題

芸術文化活動の振興に向けて、歴史ある葉山町文化祭の開催、葉山芸術祭への支援、団体育成施策等に取り組んでおり、様々な芸術文化活動が展開されています。これらの人材・団体のネットワーク化や参加機会の創出、町外への情報発信などが求められます。

施策の方向性

町民が芸術文化活動を楽しみ、価値ある芸術文化が継続的に創造されるよう、町民の芸術文化活動を支援していきます。芸術文化の拠点である福祉文化会館は、優れた音響構造、約500席という活用しやすい規模であるホールを有しており、その強みをアピールし、活動団体の公演や発表の場としての利用拡大を図っていきます。

3 姉妹都市・友好都市との交流推進

現状と課題

1969年に群馬県草津町と姉妹都市提携を結びました。行政だけでなくお互いの町民も行き来するなど積極的な交流が続いていることから、今後も変わらぬ交流・連携を継続していく必要があります。

また、2021年に栃木県那須町、2022年に静岡県下田市とそれぞれ友好都市協定を結びました。協定を締結し間もないことから、まずは友好都市の認知度を高め、お互いに顔の見える関係を構築していく必要があります。

施策の方向性

長い交流の歴史の中で培った群馬県草津町との友好を大切に、今後も継続的・発展的に交流を推進します。栃木県那須町、静岡県下田市との交流については、町民への認知度を高めていくとともに、まずは行政間での交流を深め、災害発生時の相互応援など、都市間連携を図っていきます。加えて、若者たちが国際的な交流ができるような取組みを進めます。

4 人権尊重社会の形成

現状と課題

顕在化しない様々な差別や偏見、虐待等に心を悩ませている人がおり、さらに近年は性的少数者に対する差別や偏見、インターネットやSNS上での人権侵害が顕著になっています。今後も継続的に人権意識の高揚を図っていくことが求められています。

施策の方向性

高齢者や児童等への虐待、女性や障がいのある方等に対する差別、外国籍の方への偏見、性的少数者に対する差別や偏見など、人権尊重社会の形成には課題が多くあります。人権を尊重する意識の高揚を図るため、研修会、講演会、展示会の開催やパンフレットの配布等の啓発活動を実施します。

5 ジェンダー平等の推進

現状と課題

性別に関わらず、全ての人の個性と能力を認め合い、お互いに思いやり尊重しあうジェンダー平等社会の形成が求められています。「ジェンダー平等プランはやま（仮称）」に基づき、女性参画の拡大や仕事と家庭生活の両立、ジェンダー平等の啓発、パートナーシップ宣誓制度の周知、DV防止対策などを推進していくことが必要です。

施策の方向性

我が国の2024年のジェンダーギャップ指数※は156か国中118位となっているなど、依然として男女格差があります。更なる女性の活躍とジェンダー平等社会の形成を実現するため「ジェンダー平等プランはやま（仮称）」に基づく、研修会や啓発活動を実施します。

また、DV対策については地域の関係者や専門機関と連携し、未然防止と改善を図ります。

6 平和な世界の実現に向けて

現状と課題

世界的な恒久平和を願い、1992年に「葉山町非核平和都市宣言」を行うとともに、平和首長会議などにも加盟し、様々な平和に関する啓発事業に取り組んでいます。しかし、世界では依然として戦争や武力紛争が勃発しており、平和の大切さや戦争・武力紛争の悲惨さをどのように語り継いでいくかが課題となっています。

施策の方向性

第二次世界大戦の終戦から約80年が経過し、戦争を知らない世代がほとんどを占める今日において、平和の大切さや戦争の悲惨さを伝え続けること、町民が平和について考える機会を持つことが非常に重要です。そのため「平和標語コンクール」「葉山で平和を考える一日」などの平和関連事業を引き続き推進します。

施策指標

施策No.	指標名	現状値	目標値
①	文化財の活用イベント等の参加者満足度	76.9%(2023年度)	85.0%(2028年度)
②	福祉文化会館の公演・発表会等の回数	年76回(2023年度)	年90回(2028年度)
③	草津町との姉妹都市関係、那須町・下田市との友好都市関係の啓発回数	年6回(2023年度)	年9回(2028年度)
④	人権啓発のための研修会、講演会、展示会の実施	年3回(2023年度)	年4回(2028年度)
⑤	ジェンダー平等（男女共同参画）推進のための研修会等の実施	年1回(2023年度)	年2回(2028年度)
⑥	平和関連事業数	年2回(2023年度)	年3回(2028年度)

関連する行政計画等

・国指定史跡長柄桜山古墳群整備基本計画書 ・ジェンダー平等プランはやま

05 基盤分野の基本的な方向性

基盤分野は、葉山町行政が基本計画の3つの柱に基づく各政策分野に掲げる基本施策を推進していく上で必要な、町政運営上の町を支えるプラットフォームとして、6つの行政分野を位置づけています。

人口減少と少子高齢化が進展し、人口も経済も縮小していくこれからの時代では、持続可能な自治体であり続けるために、3つの柱のうち「**連継**」を進めていくことがこれまで以上に求められます。この「**連継**」を実現し、地域の力としてこれからのまちづくりを進めていくために、葉山町行政は健全な行財政運営、スケールメリットを活かした広域連携、インフラ整備を着実に推進し、デジタルの手法を用いつつ、コミュニケーションや調整能力の高い人材を育成します。そして、葉山町に関わる全ての人とともに建設的な議論を行うために必要な情報を公表する戦略的な広報と、多様なニーズやあらゆる知見を得るための広聴システムの構築を目指します。「自分らしく、つながるまち」の実現に向けて、葉山町を支えるプラットフォームとして推進していく6つの行政分野の基本的な方向性を示します。

DX



住民サービスの維持・利便性の向上

情報通信技術の動向など最新の状況を絶えず把握しながら、電子申請、マイナンバーカードなどを活用した行政手続きのオンライン化を図り、いつでも・どこからでも、行政サービスが受けられるようにすることで、多様化・複雑化する町民ニーズに対応し、住民サービスの維持・利便性の向上を図ります。

持続可能で質の高い行政サービスの確保

労働人口、経営資源が制約される時代が来ることが予測される中でも、適切な住民サービスを提供し続ける町であるために、デジタル技術を活用し業務効率化を図り、限られた職員でも持続可能で質の高い行政サービスを確保していきます。

地域の暮らしを支えるデジタル技術の基盤整備

安心してデジタル技術を活用するためのセキュリティ対策、安定的なシステムの維持など、地域の暮らしを支えるデジタル技術の基盤を整備し、国のデジタル社会のビジョンでもある「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現を目指します。

関連する行政計画等 ・ 葉山町 DX 推進基本方針

財源の有効活用と財政規律の確保

少子高齢化による生産年齢人口の減少に伴い町税収入の減少が予測されることに伴って、限られた財源を有効に配分するために、経常経費や投資的経費の区別なく充当先経費を優先度などにより区分し、これまで以上に厳しい予算査定・検証を行います。高額な財政負担を伴う投資的経費は、短期的な歳出予算だけでなく、財源となる起債借入とその償還金負担状況も含めた中長期的な収支見込みに基づく投資計画を整備・作成したうえで、他の投資的経費も含めた全庁的かつ総合的な視点での検討・検証を踏まえて適否判断を行います。

適正な課税による財源確保

歳入の根幹となる町税は、賃金の上昇などの影響もあり、2024年度は税収増加が見込まれます。しかしながら、今後見込まれる生産年齢人口の減少により、町税収入の減少は避けられないことから、各税目における課税対象の把握と法令に沿った公平かつ適正な課税を行うとともに、納税しやすい環境を構築し、町税収入の確保に努めます。

適正で効率的な会計事務の推進

キャッシュレス決済の拡充、財務会計の電子決裁化、口座振替の電子化など、サービスや業務のデジタル化を踏まえ、会計業務の更なるデジタル化・効率化を図ります。

地域経営を実現する戦略的な広報の推進

町政の主権者であり、かつ公共サービスの利用者である町民に、行政が何を行っているか十分な確認を可能にするための「可視化」と、町民等が町政に関心を持ち、積極的に関与する「行動変容」につながるための戦略的な広報に努めます。

施策形成段階におけるデジタルを用いた新たな広聴制度の構築

これまでの施策の形成過程においては、町民ワーキング、アンケート調査、パブリックコメント、審議会などにより町民等の意見を取り入れてきました。これをさらに進めるために、施策の形成段階において議論に「いつでも（公平性）」「誰もが（多様性）」「どういう議論を経て（透明性）」参加できるよう、デジタルを用いた町民参加型プラットフォームを構築します。

多様化するトラブルへ各種相談体制の確立

社会、経済の情勢変化により、日々のトラブルが多様化している中、地域のつながりの希薄化により相談先がない、経済的理由から民間の相談機関に相談できないケースが多くあります。複雑かつ多様化する生活課題の解決につながるよう、引き続き専門相談窓口を開設するとともに、必要に応じて関係機関が実施している相談窓口の情報を提供します。

関連する行政計画等

- ・葉山町中期財政計画
- ・協働のまちづくり指針 ～みんなでつくる葉山～

公共施設



計画的な維持保全の推進

葉山町では、高度経済成長期[※]の急激な人口増加を背景に公共施設の整備が進められました。多くの施設が建設後 30 年を経過しており、公共施設の老朽化の進行や社会ニーズの変化などに対応するため、大規模改修や更新に着手すべき時期が来ています。一方で、2019 年度に 14 施設を対象に実施した劣化度診断調査を基にした修繕工事等の試算結果は、30 年間維持していくと想定した場合、年間約 8.8 億円、総額約 260 億円かかるという結果でした。老朽化や機能劣化が進行していく中であっても、維持管理経費や改修・更新費用の抑制が求められ、公共施設の質・量を検証し計画的な運用が必要となります。そこで、2016 年度に策定した「葉山町公共施設等総合管理計画」及び 2025 年度から開始する「葉山町公共施設個別施設計画」に基づき、財政負担の軽減と平準化を図りながら、最適な配置の検討と計画的な維持保全に努めます。

将来の公共施設のあり方の検討

葉山町では、2019 年度に「みんなの公共施設未来プロジェクト」を開始し、町が保有する公共施設の修繕、更新、統合及び長寿命化を含めた総合的な管理の実現と、将来にわたっての公共施設の機能維持を検討するために、庁内の会議体として「葉山町ファシリティマネジメント会議（FM 会議）」を設置しました。

今後、施設の老朽化対策、利用者である町民の人口動態やニーズの変化等を総合的に検討し、施設ごとの改修手法・更新時期、優先順位の選定、公共施設の再編、ユニバーサルデザイン化など、今後の公共施設マネジメントを効果的な観点に基づき推進していきます。

また、有識者等からなる「公共施設等総合管理計画策定委員会」や町民、町内（自治）会などの意見を聴取し、公共施設にかかる財政負担の軽減と町民が使いたいと思える施設を目指すため、公共施設の方向性を示すとともに将来のあり方を検討します。

まちづくりの拠点としての学校整備

新しく整備する学校は、教育環境の充実とコミュニティ施設等の機能を持たせた複合施設化を含む“シェア”により、施設の機能・価値を高める“バリューアップ”と、公共施設の総面積を縮小させる“ダウンサイジング”を同時に実現し、まちづくりの拠点として持続可能なファシリティマネジメントに寄与します。

関連する行政計画等

- ・ 葉山町公共施設等総合管理計画
- ・ 葉山町公共施設個別施設計画
- ・ 葉山町公共施設白書

広域連携



広域的な連携・協力の推進

この先想定される少子高齢化・人口減少の進行などの社会構造の変化や、急激な社会情勢の変化においては、それぞれの地域のニーズ・特徴に見合ったきめ細やか施策が重要になっていきます。その一方で、自治体間共通の課題や行政資源の広域的な活用など、スケールメリットを活かせる施策・事業については、自治体の枠に捉われず、積極的な広域連携に向けた取組みを推進していきます。

関連する行政計画等

- ・逗葉地域医療センターの葉山町住民の利用に関する協議書（逗子市）
- ・逗葉地域在宅医療・介護連携相談室運営事業の負担等に関する協定書（逗子市）
- ・災害時における横須賀三浦地域市町相互応援に関する協定（三浦半島4市）
- ・災害時における相互応援に関する協定（姉妹都市・友好都市）
- ・神奈川県下消防相互応援協定（神奈川県下23市町）
- ・三浦半島魅力最大化プロジェクト（神奈川県・三浦半島4市）
- ・鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（鎌倉市・逗子市）
- ・国指定史跡長柄桜山古墳群整備基本計画書（逗子市）
- ・パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定書（三浦半島4市） など

人材



安定した行政運営のための人材育成・確保

生産年齢人口の減少、働き手側の価値観の多様化、デジタル社会の進展等に対応し、安定した行政運営を行うために「人材育成・確保基本方針」を策定し、将来の公務運営を担う人材の獲得・育成に戦略的かつ計画的に取り組めます。

プログラム整備や人材育成

求められる職員像・職務分野等に応じ必要なスキルを明確化し、職員を計画的かつ体系的に育成するためのプログラム整備に努めます。

また、能力・実績に基づく人事管理を徹底し、より高い能力を持った職員を育成し、住民サービス向上の土台を構築します。

職場環境の整備

全ての職員がワーク・ライフ・バランス※を保ちながら、能力を最大限発揮できるよう、職場環境の整備を進めます。職員の妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立推進をはじめ、個々の職員の希望や置かれている事情に応じた柔軟な働き方を応援し、心身の健康を保ちながら安心して職務に専念できる環境を整えます。

関連する行政計画等

- ・人材育成・確保基本方針
- ・葉山町職員ハラスメントの防止の指針
- ・研修計画
- ・特定事業主行動計画
- ・葉山町障害者活躍推進計画



道路

安全で快適な町道の確保

2023 年度末現在、整備されている利用可能な町道の路線実延長は約 153km です。誰もが利用しやすい道路環境や車両の円滑な通行など、様々な面に配慮しながら、町道の整備・改良を進め、快適な道路環境を維持するため、適正な維持管理に努めます。加えて、県と連携し「防災・減災」に重点を置いた無電柱化の研究を進めていきます。歩行者等の安全な通行を確保するため、交通安全施設・設備の設置や維持管理を行います。

計画的な道路整備

都市計画道路は、人口減少等の社会情勢を踏まえ、2015 年に「都市計画道路の見直し方針」に基づき見直しました。今後も必要に応じて見直ししていきます。一方で、未整備箇所については、拠点整備の方針と併せ、具体的かつ計画的な整備を進めます。

橋りょう

適切な橋りょうの維持管理

2023 年度末現在、町が管理する橋りょうは 68 橋です。「葉山町橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、定期点検と補修を繰り返し行い、安全性及び信頼性を確保しつつ、費用の縮減と平準化を図りながら寿命を延ばしていく予防型の維持管理を行います。

河川

水辺環境の整備促進

支流河川内の堆積物の除去や護岸の樹木伐採を実施するとともに、大規模化・多発化する自然災害の状況を踏まえ、氾濫防止対策を県とともに推進し、自然環境や社会環境、景観や水質、親水等に配慮した川づくりを進めます。

公園

公園の価値向上

町内には 64 の公園があり、最も身近なパブリックスペースとして、町民同志がつながれる場所となっている一方で、地域により公園の数に偏りがあり、利用頻度の少ない公園も散見されます。

今後は「公園整備計画」を策定の上、地元町内（自治）会や近隣住民の意向を反映させることで、特色のある公園として、周辺環境を含めた公園の価値を高めていきます。

また、公園のもつ防災機能にも着目し、防災対策設備の拡充を図ります。

南郷上ノ山公園等の比較的規模の大きい公園については、維持管理のコストや収益性を考慮の上、指定管理者制度等の民間活力の導入を検討します。

関連する行政計画等

- ・都市計画道路の見直し方針
- ・葉山町橋りょう長寿命化修繕計画

生活排水

良好な水環境の創出

市街化区域では下水道、市街化調整区域では合併処理浄化槽、それぞれの取組みを進めることで公共用水域の更なる水質改善を図り、町民の快適な暮らしや安全で豊かな水環境を創出します。

下水道

持続可能な事業運営の推進

将来にわたり安定した下水道サービスを提供するため、執行体制の確保（ヒト）、施設の適正な維持管理や改築修繕（モノ）及び長期的な経営シミュレーション（カネ）を一体的に捉えた「葉山町下水道事業アセットマネジメント計画」に基づき、持続可能な事業運営を推進します。

民間活力の活用・官民連携手法（PPP/PFI）の推進

今後、増加が見込まれる事業量に確実に対応していくために、民間事業者のノウハウや創意工夫を最大限活用するため、長期的に維持管理、改築更新及び運営を一体的に行うウォーター PPP（官民連携手法）の導入を推進します。

循環型社会※への貢献

環境負荷の低減による循環型社会の構築や地球温暖化対策など持続可能な社会に貢献するため、下水処理の過程で発生する資源の有効利用や下水道施設からの温室効果ガス排出量の削減に取り組めます。

浄化槽

合併処理浄化槽の普及促進

合併処理浄化槽の整備を進めていくため、戸別訪問や広報、町 HP、町内回覧、浄化槽施工業者との連携等により、合併処理浄化槽への転換の普及啓発を図ります。

適正な維持管理の推進

合併処理浄化槽による汚水処理には管理者の適正な維持管理が必要です。そこで、汚水の適正な処理を推進するため、浄化槽台帳システムを活用し、県、浄化槽清掃業許可業者、保守点検業者等と連携し、浄化槽管理者に対して周知啓発を図ります。

関連する行政計画等

- ・葉山町生活排水処理基本計画
- ・葉山町公共下水道変更事業計画
- ・葉山町下水道事業アセットマネジメント計画
- ・葉山町下水道事業経営戦略

06 SDGs (持続可能な開発目標)との関係

「持続可能な開発目標」として 2015 年の国連サミットで採択された世界共通の目標である SDGs ※は、基本構想計画期間中の 2030 年に目標年次を迎えます。2040 年を見据えつつも、まずは 2030 年の SDGs の達成に向けて取り組んでいきます。

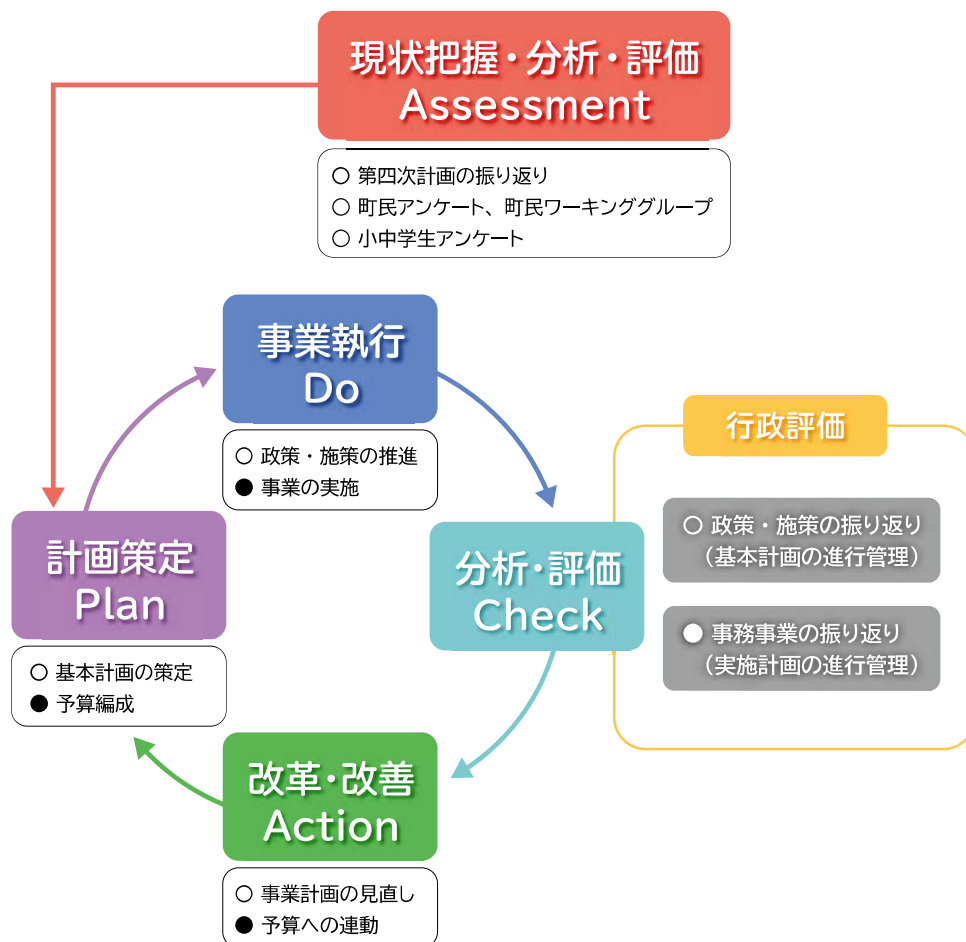
ゴール	説 明	葉山町にとっての意義合い／取組み
 1 貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	・虐待を受けた子ども、ヤングケアラー※などをケアし、子どもが子どもでいられる環境づくりを進めます。 ・高齢単独世帯に対して、社会的に孤立しないように支援を行います。
 2 飢餓をゼロに	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	・小中学校給食を安全・安心に提供し続けます。 ・農林水産業の就業者を支援します。
 3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	・顔の見える地域福祉の構築を推進します。 ・未病※対策を推進し、健康・長寿のまちを目指します。
 4 質の高い教育をみんなに	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	・葉山らしい小中一貫教育を推進します。 ・子どもだけでなく、大人もワクワクする生涯学習の実現に向けて取り組みます。
 5 ジェンダー平等を實現しよう	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	・葉山町役場の全体に占める、係長相当職以上の女性職員の割合を向上させます。 ・葉山町役場の男女比率等を公開し、男女格差の是正及び啓発に努めます。
 6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	・下水道及び合併処理浄化槽の普及を推進し、汚水処理人口 100%を目指します。 ・神奈川県営水道の安定経営により、安全な上水を提供します。
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	・役場庁舎等に太陽光発電システムの設置や電気自動車、再生可能エネルギー由来の電力等を導入します。 ・町内の再生可能エネルギーの導入促進に努めます。
 8 働きがいも経済成長も	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する	・保育所・放課後児童クラブの待機児童ゼロを目指し、親が働きやすい環境づくりを推進します。 ・葉山町役場の育児休暇取得の向上を図り、取得率 100%を目指します。 ・各産業における従事者が目標とやりがいを持って仕事に取り組んでいる環境づくりを目指します。

ゴール	説 明	葉山町にとっての意味合い／取組み
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る	・地場産業を葉山ブランド化・第六次産業化※できるような取組みを支援します。 ・ふるさと納税への取組みを強化し、地場産業の活性化につなげます。
 10 人や国の不平等をなくそう	国内および国家間の格差を是正する	・町民と関係者が相手を尊重して助け合う関係づくりをめざします。 ・LGBTQ +等のマイノリティへの不平等を無くせるよう、パートナーシップ制度等の自治体間・官民連携を検討し、更なる啓発に努めます。
 11 住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	・大規模災害発生時に備え、地域防災力を向上させるため、地域での避難訓練等の取組みを推進します。 ・災害を防災・減災させるため、耐震補強や土砂災害防止対策について関係機関と連携しながら推進します。
 12 つくる責任 つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを確保する	・循環型社会※、ゼロ・ウェイスト社会※を目指し、ごみの資源化・減量化を推進します。 ・はやまエシカルアクションを推進し、自然環境・人や社会・地域を思いやった行動を世界へ発信します。
 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	・2028年までに2013年度比で温室効果ガスを46%削減し、2050年にはカーボンニュートラル※を実現します。 ・公共施設の使用電力を全て再生可能エネルギーに切り替えます。
 14 海の豊かさを守ろう	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	・はやまクリーンプログラムを推進し、海洋プラスチックごみ対策に努めます。 ・磯焼けからの藻場再生、ブルーカーボン※への取組みを推進します。
 15 陸の豊かさも守ろう	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る	・生態系に大きな影響を及ぼすおそれのある外来生物や、人の生活に被害を与える有害鳥獣の対策を推進することで、町の在来生物や貴重な生態系を守ります。 ・緑の保全と災害に強い森林づくりを推進します。
 16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	・地域ぐるみでパトロールや防犯カメラの運用等の防犯対策を進め、犯罪の発生を減少させます。 ・警察や交通安全協会等の関係機関と連携し、交通安全意識の向上を図ります。
 17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	・複数の自治体にまたがる広域的な課題に対応するために、県や他自治体との連携・協力による取組みを推進します。

07 進行管理

総合計画の着実な推進を図るため、4年間の基本計画を起点とするマネジメントサイクルを確立し、社会情勢の変化や国の制度改正などに対応するため、行政評価を活用し、実施計画を予算編成と連動させ、毎年度見直しします。第四次計画の振り返りや町民の思い・意見から現状を把握し（Assessment）、それを基に基本計画を策定（Plan）、事業を執行し（Do）、行政評価を核として分析（Check）及び改革・改善を図り（Action）、新たな基本計画・実施計画の策定に反映させていきます。

また、計画期間中に大規模自然災害の発生や社会情勢が大きく変化した場合に、計画期間に捉われることなく全体的な見直しを検討します。



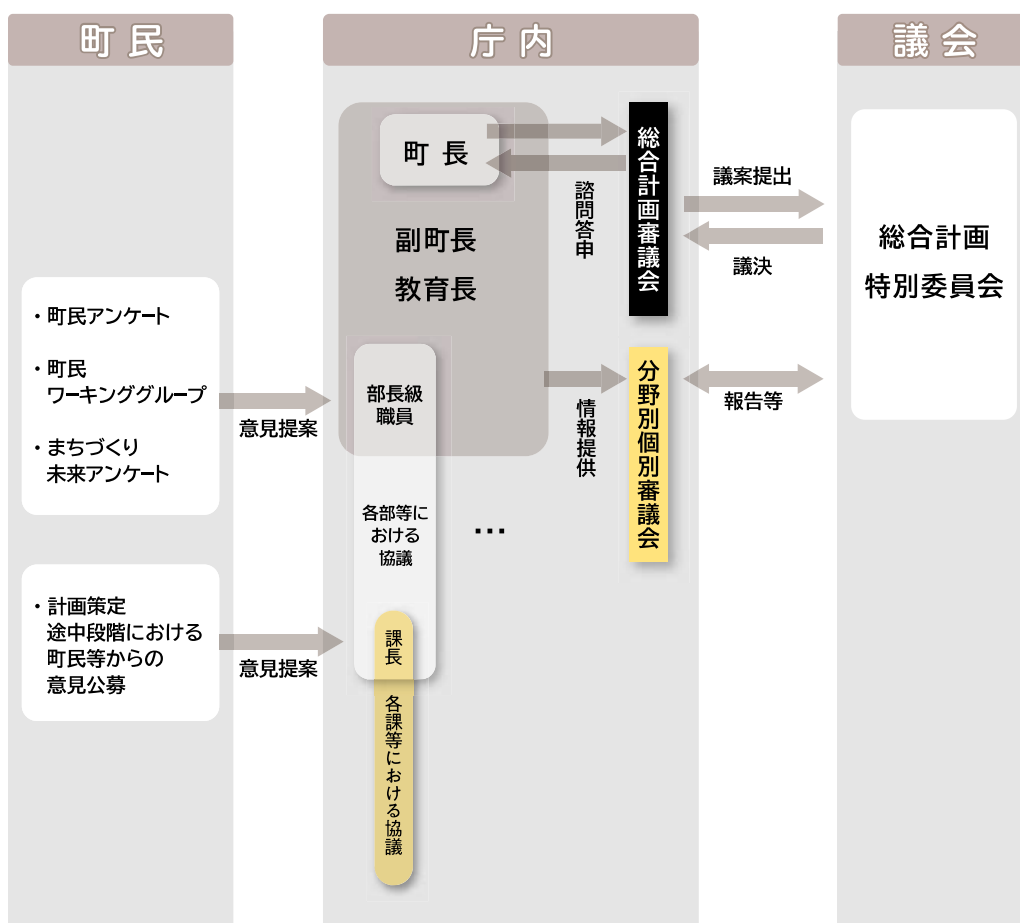


葉山海岸花火大会

資料編

01 策定体制

総合計画の策定にあたっては、町民と行政が力を合わせ、総合的かつ計画的なまちづくりが実現できるよう、町民、有識者、議会、職員から意見等を結集し、策定作業を進めました。



02 葉山町総合計画策定条例

2011年に地方自治法の一部が改正され、市町村における基本構想策定の法的な義務はなくなりましたが、引き続き、総合的かつ計画的な町政運営を行うためには、まちづくりの基本理念、目指すべき将来像を定める総合計画の策定が不可欠であることから、その策定根拠等を明確にし、必要事項を定めるため2013年に「葉山町総合計画策定条例」を制定しました。

葉山町総合計画策定条例

葉山町総合計画策定条例

平成25年10月8日規則第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、本町の総合計画の策定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画将来における本町の目指すべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想まちづくりの基本理念であり、目指すべき将来像及びこれを達成するための基本目標や施策の大綱を示すものをいう。
- (3) 基本計画基本構想を具体化し実現するための施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に示すものをいう。
- (4) 実施計画基本計画で示される施策を実現するための具体的な事業を示すものをいう。

(計画の策定)

第3条 町長は、総合計画を策定し、これに即して町政を運営するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第4条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、葉山町附属機関の設置に関する条例(平成7年葉山町条例第13号)第2条に規定する葉山町総合計画審議会に諮問するものとする。

(意見の聴取)

第5条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、町民から意見を聴くものとする。

(策定過程における報告)

第6条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、その過程において、その基本的な事項を議会に報告するものとする。

(公表)

第7条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

(他の計画との関係)

第8条 町長その他の執行機関は、分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更するときは、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2. この条例の施行の際現に策定されている第三次葉山町総合計画は、この条例の規定により策定されたものとみなす。

03 町民参加

総合計画の策定段階において、町民の意見や提案を幅広く反映するため、様々な町民参加・参画の機会を設けました。

1. 第五次葉山町総合計画の策定に向けたアンケート調査

1 調査の目的

このアンケート調査は、第五次計画の策定にあたり「目指すまちの姿」や「まちづくりの方向性」などを検討する際の基礎資料として活用することを目的として実施しました。

2 調査方法

調査対象	18歳以上の町民から無作為に抽出した1,500名
調査方法	郵送による配布・回収もしくはWebフォームによる回答
調査時期	2023年2月

3 回収状況

配布数	回収数（有効回収数）	回収率
1,500票	516票	34.4%

2. 第五次葉山町総合計画町民ワーキンググループ

1 実施の目的

このワーキンググループは、第五次計画の策定にあたり、ワーキンググループを通じて「町の強み・弱み」「町の将来像」や「町の目指す姿（キャッチフレーズ）」について広く町民から意見を聴き、計画策定の基礎資料として活用することを目的に実施しました。

2 対象・参加者

対 象	18 歳以上の町民から無作為に抽出した 1,500 名（第五次葉山町総合計画の策定に向けたアンケート調査とは別の 1,500 名）
参加者	50 名

3 開催日時

第 1 回	2023年3月 4日（土）	10:00～12:00	20名出席
第 2 回	2023年3月 4日（土）	13:00～15:00	15名出席
第 3 回	2023年3月12日（日）	10:00～12:00	15名出席

3. まちづくり未来アンケート

1 実施の目的

このアンケート調査は、第五次計画を策定するにあたり、町の未来を担う子どもたちに「町の強み・弱み」「定住意思」「将来への想い」等を聞くことで、計画を検討する際の基礎資料として活用することを目的に実施しました。

2 調査方法

調査対象	町立小学校6年生及び町立中学校3年生
調査方法	Webフォームによる回答
調査時期	2023年6月～9月

3 回収状況

児童生徒数（2023.5.1時点）	収数（有効回収数）	回収率
527名	388票	73.6%

04 議会の取組み

葉山町議会では、総合計画の策定に合わせ、総合計画特別委員会を設置し、策定過程から行政と意見交換を行うとともに、調査及び審査を行っています。

1 総合計画特別委員会開催状況

開催日	内 容
2023年6月28日	・総合計画特別委員会を設置
2023年8月31日	・町民アンケート、ワーキンググループ報告 ・策定スケジュール など
2023年10月2日	・策定における背景 ・策定方針 など
2023年12月5日	・基本構想・基本計画の体系（案） ・まちづくり未来アンケート報告 ・基本構想骨子案 など
2024年3月8日	・基本構想骨子案 ・基本計画構成案 ・将来人口について など
2024年6月12日	・総合計画素案
2024年10月1日	・パブリックコメントの結果 ・総合計画案 ・答申
2024年12月4日	・委員会として第五次葉山町総合計画を可決
2024年12月13日	・令和6年第4回定例会本会議において、第五次葉山町総合計画を可決

2 総合計画特別委員会委員名簿

委員長	待寺 真司
副委員長	石岡 実成
委 員	三浦 大輝
委 員	星 加代子
委 員	中村 和雄
委 員	窪田 美樹
委 員	土佐 洋子
オブザーバー(議長)	伊東 圭介

05 総合計画審議会

総合計画の策定及び実施に関する事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する予定です。

1 葉山町総合計画審議会規則

葉山町総合計画審議会規則

平成7年7月8日規則第24号

(趣旨)

第1条この規則は、葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）第2条の規定に基づき設置された葉山町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、所掌事務、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条審議会は、町の総合計画及びこれに準ずる総合的な計画の策定及び実施に関する事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

(委員)

第3条審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 行政機関及び公共的団体の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他町長が必要と認める者

2委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。3委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条審議会の会議は、会長が招集する。

2審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その所掌事務に係る専門的事項を分掌させるため部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

(特別委員)

第7条 部会において、当該専門事項を調査審議するため必要があると認めるときは、部会に特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、部会ごとに3人以内とする。
- 3 特別委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから町長が委嘱する。
- 4 特別委員の任期は、当該専門事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月30日規則第18号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月27日規則第5号抄)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月2日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月18日規則第9号抄)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成27年7月28日規則第23号)

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

2 葉山町総合計画審議会委員名簿

任期 2026 年 3 月 31 日まで

氏 名	所属など
伊藤 康孝	横浜銀行葉山支店長（2024年4月1日から）
臼井 正樹	神奈川県立保健福祉大学名誉教授
加藤 清	葉山町町内会連合会長（2024年5月19日まで）
近藤 大輔	神奈川県議会議員
高梨 麻美	町民代表
津吉 彰郎	葉山町町内会連合会長（2024年5月20日から）
富樫 俊夫	葉山町教育研究所教育指導員
早川 隆子	町民代表
福安 徳晃	町民代表
陸永 充弘	葉山町商工会青年部部長
八木 麻衣子	横浜銀行葉山支店長（2024年3月31日まで）

（五十音順・敬称略※肩書きは委嘱時のもの）

3 諮問書

葉政第 173 号
令和5年9月11日

葉山町総合計画審議会
会長 臼井 正樹 様

葉山町長 山梨 崇仁

第五次葉山町総合計画に関する諮問について

葉山町総合計画策定条例第4条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

【諮問】

第五次葉山町総合計画に関する基本構想及び基本計画の樹立

4 答申書

令和6年11月6日

葉山町長 山梨 崇仁 様

葉山町総合計画審議会
会長 臼井 正樹

第五次葉山町総合計画の答申について

令和5年9月11日付け葉政第173号で諮問のありました第五次葉山町総合計画について、将来における葉山町の目指すべき姿と進むべき方向についての基本的な指針とするため、本審議会において慎重かつ活発に審議を行い、別紙のようにとりまとめましたので、答申いたします。

本審議会では、令和5年8月8日から令和6年9月18日まで延べ9回にわたり議論を重ね、町民からの意見募集や、葉山町総合計画特別委員会からのご意見、さらに本審議会の各委員から出された意見等を踏まえ、まとめました。その内容は、2040年の葉山町のあるべき姿を示すものであり、ここに第五次葉山町総合計画として答申するものです。

なお、第五次葉山町総合計画では、変化の激しい時代に柔軟に対応するため、これまでとは計画の構成及び内容を大きく変更しました。そのため、第五次総合計画の推進にあたっては、日々、町民の声を丁寧に聴き、そのニーズに応じてきめ細やかに対応していくことが求められます。今後の計画の着実な推進によって「自分らしく、つながるまち」が実現することを期待します。

5 審議会開催経過

審議会	開催年月日	内 容
2023年度第1回	2023年8月8日	・策定方針 ・ウェルビーイングとまちづくり ・策定スケジュール
2023年度第2回	2023年9月11日	・諮問 ・人口減少がもたらす町への影響 ・町民の声（アンケート・WG）から見える町に望む姿
2023年度第3回	2023年10月20日	・計画期間・構成・体系 ・まちづくり未来アンケート速報
2023年度第4回	2023年11月27日	・基本構想骨子案①
2023年度第5回	2024年2月2日	・基本構想骨子案② ・基本計画構成案
2023年度第6回	2024年3月7日	・基本計画骨子案
2024年度第1回	2024年4月22日	・総合計画骨子案①
2024年度第2回	2024年6月3日	・総合計画素案
2024年度第3回	2024年9月18日	・パブリックコメントの結果 ・総合計画案 ・答申
	2024年11月6日	・町長への答申

06 行政計画等一覧

基本計画の政策分野及び基盤分野における「関連する行政計画等」内の行政計画やプロジェクト等の概要です。

● 教 育

計画等の名称	概 要	根拠法令等
葉山町教育ビジョン (2025年度～2032年度)	葉山町の教育施策に関する基本的な考え方を定めた計画	教育基本法
葉山町 スポーツ推進計画 (2025年度～2028年度)	地域全体にスポーツを推進する体制を作り上げるための計画	—
葉山町子ども 読書活動推進計画 (2023年度～2027年度)	家庭・地域・学校・町が連携し、子どもの読書活動の環境を整えていくための計画	子ども読書活動の推進に関する法律

● 子育て・子育て

計画等の名称	概 要	根拠法令等
葉山町子ども計画 (2025年度～2029年度)	こどもや若者に関する施策を総合的に推進するための計画	こども基本法 子ども・子育て支援法 次世代育成支援対策推進法 子どもの貧困対策の推進に関する法律 子ども・若者育成支援推進法

● 福 祉

計画等の名称	概 要	根拠法令等
葉山町高齢者福祉計画介護保険事業計画 (2024年度～2026年度)	高齢者福祉施策及び介護保険事業の円滑な実施を図るための計画	老人福祉法 介護保険法
葉山町 地域福祉推進プラン (2025年度～2030年度)	高齢者や障害者、子育て世代等の生活上の課題に対する支援を、住民・地域・NPO や福祉関係者などが主体的に行うことができるようサポートするための計画	社会福祉法
葉山町 障害者福祉計画 (2024年度～2026年度)	障害がある人のための施策に関する基本的な計画及び障害福祉サービス等の提供体制について定めた計画	障害者基本法 障害者総合支援法 児童福祉法
葉山町 自殺対策計画 (2024年度～2028年度)	「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざし、葉山町の自殺対策を総合的かつ効率的に推進するための計画	自殺対策基本法
葉山町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針(毎年度策定)	障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための方針	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

● 保健・医療

計画等の名称	概 要	根拠法令等
葉山町健康増進計画 ・食育推進計画 (2024年度～2029年度)	住民、地域団体、関係機関、学校と行政が連携して、健康づくりと食育推進を実現するための計画	健康増進法 食育基本法
葉山町国民健康保険データヘルス計画 ・特定健診等実施計画 (2024年度～2029年度)	町民の健康の保持増進を図ることを目的に、健康課題の把握や、特定健診や特定保健指導の実施をはじめとした町の特性に合わせた効果的な保健事業を実施するための計画	高齢者の医療の確保に関する法律
葉山町新型インフルエンザ等行動計画 (2015年3月策定)	新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項等を定めた計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法

● 防災・救急

計画等の名称	概 要	根拠法令等
葉山町地域防災計画 (2025年3月策定)	災害から町民の生命、身体及び財産を保護するために、災害の予防、応急対策、復旧・復興についての事項を定めた計画	災害対策基本法
葉山町消防計画 (策定予定)	消防力充実強化を計画的に推進することを目的とした、消防体制の全般に係る基本的な計画	消防組織法
葉山町消防本部 緊急消防援助隊等 受援計画 (2023年4月策定)	大規模な災害等が発生し、緊急消防援助隊の応援を受ける場合に、緊急消防援助隊が円滑に活動できることを目的とした計画	消防組織法
葉山町 国民保護計画 (2025年4月策定予定)	武力攻撃事態等の発生、又はそのおそれがある場合に備え、町民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめるための計画	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
葉山町国土強靱化 地域計画 (2022年3月策定)	大規模自然災害などの被害を最小限に抑え、迅速な復旧・復興を可能にすることを目的とする計画	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法
葉山町 交通安全計画 (2021年度～2025年度)	交通事故のない安全・安心な生活の実現に向け、交通安全に関する総合的かつ長期的な施策を定めた計画	交通安全対策基本法
葉山町 個別避難計画 (一人ひとりに合わせて策定)	高齢者や障害者等の避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて、災害時の個別の避難行動を記載する計画	災害対策基本法

● 都市環境

計画等の名称	概要	根拠法令等
葉山町都市計画 マスタープラン (2025年度策定予定)	町民と行政とが一緒になって、都市づくりを進めていくための基礎となる都市計画の基本的な方針を定めた計画	都市計画法
葉山町景観計画 (2010年6月策定)	景観計画の区域、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定めた計画	景観法
葉山町 耐震改修促進計画 (2022年度～2030年度)	2030年度までに耐震性が不十分な住宅の、2025年度までに耐震性が不十分な多数の者が利用する民間建築物の、それぞれのおおむねの解消を目指す計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律
葉山町 地域公共交通計画 (2025年度～2032年度)	地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化等を推進するための計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
葉山町 空家等対策計画 (2025年度～2028年度)	空家等対策をより総合的かつ計画的に推進するための計画	空家等対策の推進に関する特別措置法

● 産業・観光

計画等の名称	概要	根拠法令等
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 (2023年9月策定)	葉山町において効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するための指標や農用地の利用集積に関する目標を定めたもの	農業経営基盤強化促進法

● 自然環境

計画等の名称	概 要	根拠法令等
葉山町 環境基本計画 (2022年度～2030年度)	葉山町の自然・社会環境の特性、まちづくりの方向性を十分考慮しながら、様々な環境問題に対する取組みを推進するための計画	環境基本法
はやま気候 非常事態宣言 (2021年3月表明)	地球温暖化に起因する気候変動が葉山町にとっても著しい脅威となっていることを認識し、全町一丸となって気候非常事態に取り組んでいくことを表明した宣言	
葉山町地球温暖化 対策実行計画 (2025年度～2030年度)	温室効果ガスの排出量削減等を図るための計画	地球温暖化対策の推進に関する法律
葉山町 緑の基本計画 (2016年度～2025年度)	緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画	都市緑地法
葉山町 森林整備計画 (2023年度～2032年度)	適正な森林施業の実施による健全な森林資源の維持造成を図るための計画	森林法
葉山町タイワンリス 防除実施計画 (2021年度～2025年度)	タイワンリスによる生態系への影響、生活環境への被害、農林業被害の低減、町からの排除を推進するための計画	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
葉山町 鳥獣被害防止計画 (2024年度～2026年度)	鳥獣被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するための計画	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
葉山町 ごみ処理基本計画 (2017年度～2026年度)	葉山町から発生するごみの長期的かつ総合的な処理について基本的な事項を定めた基本計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
鎌倉市・逗子市・ 葉山町ごみ処理 広域化実施計画 (2020年度～2029年度)	近隣市町で連携し、安心・安全で効率的かつ持続可能な廃棄物処理体制の構築を目指すとともに、廃棄物の3Rの推進を図る計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進基本法
容器包装廃棄物 分別収集計画 (2023年度～2027年度)	循環型社会の実現に向けて、町内における容器包装廃棄物の3Rにかかる取組みを推進するための計画	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
葉山町災害廃棄物 処理計画 (2024年2月策定)	災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理・処分し早期の復旧及び復興に資し、環境保全の確保を目的とした計画	災害対策基本法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 災害廃棄物指針
葉山町一般廃棄物 処理実施計画 (毎年度策定)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
はやま クリーンプログラム (2019年10月開始)	プラスチックごみゼロ、SDGsの実現に向けた葉山町独自の環境配慮の取組み	

● 文 化

計画等の名称	概 要	根拠法令等
国指定史跡長柄桜山古墳群整備基本計画書 (2011年3月策定)	国指定史跡長柄桜山古墳群の適切な保存と活用の実現に向けて、その具体化を図るために策定した計画	文化財保護法
男女共同参画プランはやま (2025年度～2028年度)	性別（ジェンダー）による不平等がなく、全ての人が個人として尊重され、個性と能力を発揮できる社会を実現するための計画	男女共同参画社会基本法 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

● DX

計画等の名称	概 要	根拠法令等
葉山町DX推進基本方針 (2023年10月策定)	情報通信技術の動向など最新の状況を絶えず把握しながら、デジタル技術を活用し、新たな日常に対応した町民サービスおよび町役場業務への変革を全庁的に推進するための方針	デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針 自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画

● 行 財 政

計画等の名称	概 要	根拠法令等
葉山町中期財政計画 (2025年度～2029年度)	中期的財政運営の指針を示し、健全な財政運営を維持していくための計画	
協働のまちづくり指針～みんなでつくる葉山～ (2017年4月策定)	よりよいまちづくりのための取組みを、絶え間なくかつ効果的に進めていくために、協働をどのように取り扱っていったらよいかを整理した指針	

● 公共施設

計画等の名称	概 要	根拠法令等
葉山町公共施設等総合管理計画 (2017年度～2048年度)	葉山町の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定めた計画	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について (総務大臣通知)
葉山町公共施設個別施設計画 (2025年度～2032年度)	各施設に必要な機能を維持するため中長期にわたる整備の内容や時期、費用等を具体的に表した計画	
葉山町公共施設白書 (2014年3月策定)	葉山町の公共施設の現状を把握し、維持保全の課題を示したもの	

● 広域連携

計画等の名称	概 要	根拠法令等
逗葉地域医療センターの 葉山町住民の利用に関する 協議書（逗子市） （2000年12月25日締結）	逗葉地域医療センターを葉山町の住民が利用することについて協議をしたもの	地方自治法
逗葉地域在宅医療・介護 連携相談室運営事業の負担等 に関する協定書（逗子市） （毎年度締結）	在宅医療と介護が連携して必要な支援を行えるよう 設置した「逗葉地域在宅医療・介護連携相談室」 の費用負担に関する協定	
災害時における横須賀三浦地 域市町相互応援に関する協定 （三浦半島4市） （1995年8月25日締結）	災害時における三浦半島4市1町の相互応援に関す る協定	
災害時における相互応援に関す る協定（姉妹都市・友好都市） （草津町：2012年7月27日締結） （那須町：2021年7月1日締結） （下田市：2023年3月1日締結）	草津町、那須町、下田市それぞれと締結した災害時 の相互応援に関する協定	
神奈川県下消防相互応援協定 （神奈川県下23市町） （2022年8月29日締結）	火災その他の災害が発生したとき、協定市町相互間 の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に 防止し、火災の原因等の調査を実施し安寧秩序を保持 することを目的とした協定	消防組織法
三浦半島魅力最大化プロジェク ト（神奈川県・三浦半島4市） （2025年度～2027年度）	神奈川県と三浦半島4市1町で「海」、「食」など、 三浦半島地域の多様な資源の魅力を生かし、地域の 活性化に取り組むプロジェクト	
パートナーシップ宣誓制度の 相互利用に関する協定書 （三浦半島4市） （2021年1月1日締結）	三浦半島4市1町間で、住所を異動しても安心して いきいきと生活し、個性を発揮できるよう支援するこ とを目的に、相互利用の協定を締結したもの	

● 人 材

計画等の名称	概 要	根拠法令等
人材育成・確保 基本方針 （2024年度策定）	複雑・多様化する行政課題に対応できる職員の育成・ 確保の推進及び職員の能力発揮を促進するための 方針	人材育成・確保基本 方針策定指針
研修計画 （毎年度策定）	職員の資質向上と意識改革を図るための計画的な 人材育成に関する計画	
葉山町職員ハラスメ ントの防止の指針 （2022年4月策定）	葉山町役場におけるハラスメントを防止するための 対応策等について示した指針	労働施策総合推進法 男女雇用機会均等法 育児・介護休業法
葉山町 障害者活躍推進計画 （2025年度策定予定）	障害者である職員の職業生活における活躍の推進 に関する取組みに関する計画	障害者雇用促進法

● 都市インフラ

計画等の名称	概 要	根拠法令等
都市計画道路の見直し方針 (2014年3月策定)	都市計画道路の必要性を再検証し、その検証結果に基づき「存続」「廃止」など今後の都市計画道路の都市計画の方針についてとりまとめたもの	
葉山町橋りょう長寿命化修繕計画 (2024年度～2028年度)	老朽化していく橋りょうの安全性を確保しつつ、予防的修繕等を実施することにより、維持管理費用の縮減と橋りょうの長寿命化を図るための計画	道路法
葉山町生活排水処理基本計画 (2016年度～2025年度)	公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及により生活排水処理 100%を目指す計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
葉山町公共下水道変更事業計画 (2023年度策定)	5～7年間で実施する予定の下水道施設の配置等を定める計画	下水道法
葉山町下水道事業ストックマネジメント計画 (2020年12月策定)	下水道施設全体を対象に、その状態を点検・調査等によって客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて下水道施設を計画的かつ効率的に管理するための計画	社会資本整備 総合交付金交付要綱
葉山町下水道事業経営戦略 (2021年度～2030年度)	組織（ヒト）、施設（モノ）及び財務（カネ）を一体的にとらえ経営基盤を強化していくために、中長期的な視野に立った経営の投資・財源計画	公営企業の経営にあたっての留意事項について（総務省通知）

07 用語集

(用 語)

(意 味)

ア	
IoT (アイオーティー) (P.9)	Internet of Things の略で、日本語では「モノのインターネット」と訳されています。自動車や家電などのあらゆる物がインターネットにつながることで、新たな付加価値を生み出すことを可能とする技術のこと。
インクルーシブ教育 (P.29)	人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ教育のこと。
SDGs (P.1、P.44、P.53)	Sustainable Development Goals の略で、日本語では「持続可能な開発目標」と訳されています。2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。
AI (エーアイ) (P.9)	「Artificial Intelligence」の略で、日本語では「人工知能」を意味します。AI は一般的に、人間の言葉の理解や認識、推論などの知的行動をコンピュータに行わせる技術を指します。
オープンデータ (P.26、P.35)	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。

カ	
学校運営協議会 (P.30)	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための会議体のこと。学校運営協議会を設置した学校や、学校運営協議会制度を指して、コミュニティ・スクールと呼ばれています。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かすことで、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。
カーボンニュートラル (P.43)	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味し、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
管理不全空き家 特定空き家 (P.40)	管理不全空き家とは、適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空き家等に該当することとなるおそれのある状態の空き家等のこと。 特定空き家とは、そのまま放置すれば倒壊などの著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等のこと。

高度経済成長期 (P.49)	1955 年ごろから 1973 年ごろにかけて、日本が急激な経済発展を遂げた時期のこと。
コーホート要因法 (P.7)	人口推計の手法の1つで、年齢別人口の加齢にともなって生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、および人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法のこと。

サ

ジェンダーギャップ指数 (P.46)	スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が、経済、教育、健康、政治の分野毎に各使用データをウェイト付けして算出した指数のこと。0 が完全不平等、1 が完全平等を表しています。
循環型社会 (P.52、P.54)	循環型社会とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保される。これらによって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。
ゼロ・ウェイスト社会 (P.26、P.44、P.54)	「ゼロ・ウェイスト」は英語で「ごみや無駄をゼロにする」の意味で、葉山町では、ゼロ・ウェイストの理念のもと、ごみの資源化・減量化に正面から取り組み、資源の無駄を可能な限り減らすとともに、処理の効率化を進め、ごみ処理をめぐる無駄をなくす社会の実現を目指しています。

タ

地域学校協働活動 (P.30)	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。
--------------------	--

ナ

2024年問題 (P.40)	2024 年問題とは、働き方改革関連法により、自動車運転業務の時間外労働時間の上限規制が 2024 年 4 月から適用されることによって生じるさまざまな問題のこと。
2040年問題 (P.7)	少子化による急速な人口減少と、団塊ジュニア世代（1971 年～ 1974 年生まれ）を中心とする世代が高齢者（65 歳以上）になることで、高齢者人口が最大となる 2040 年頃に、日本社会が直面すると予測されている内政上の危機のこと。

農林業センサス 漁業センサス (P.4)	国の基幹統計調査の1つで、農林業施策または水産行政施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計のことで、どちらも5年ごとに実施されます。
----------------------------	--

ハ

葉山牛 葉山クイーンビーフ (P.41)	葉山牛とは、三浦半島酪農組合連合会が定める葉山牛生産基準および葉山牛出荷基準を満たす黒毛和種の未經産雌牛並びに去勢牛のこと。 葉山クイーンビーフとは、葉山町の石井ファーム及び三浦市の(有)コーシンファーム、いずれかの牛舎で肥育された、黒毛和種で月齢32月以上の未經産雌牛のこと。
フリースクール等 (P.30)	フリースクールやオルタナティブスクール等の、多様な学習の機会や体験の場をNPO等が提供する民間の教育機関のこと。その規模や活動内容は多種多様で、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されています。
ブルーカーボン (P.43、P.54)	2009年10月に国連環境計画(UNEP)の報告書において、藻場・浅場等の海洋生態系に取り込まれた炭素が「ブルーカーボン」と命名され、吸収源対策の新しい選択肢として提示されました。 ブルーカーボンを隔離・貯留する海洋生態系として、海草藻場、海藻藻場、湿地・干潟、マングローブ林が挙げられ、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれます。

マ

未病 (P.35、P.53)	神奈川県では、心身の状態を健康と病気の二分論の概念で捉えるのではなく、「健康」と「病気」の間を連続的に変化するものとして捉え、この全ての変化の過程を表す概念を「未病」としています。
-------------------	--

ヤ

ヤングケアラー (P.32、P.53)	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。
------------------------	--

ラ

6次産業化 (P.41、P.54)	一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組みのこと。
----------------------	--

ワ

ワーク・ライフ・バランス (P.50)	誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、働くすべての方々が「仕事」と「生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
------------------------	---

本計画で使用した写真の一部は、Instagramで「#葉山歩き」のキーワードで投稿された写真を使用しています。

2040年に目指すまちの姿の写真・イラスト				
1	2	3	4	1 @ chieanzai さん 2 @ sengenyama さん 3 町広報写真 4 町広報写真
5	6	7	8	5 Canva ドリームラボを使用して作成した AI 画像 6 Canva ドリームラボを使用して作成した AI 画像 7 Canva ドリームラボを使用して作成した AI 画像 8 Canva ドリームラボを使用して作成した AI 画像
9	10	11	12	9 町広報写真 10 @ sailandcheer さん 11 @ yokoloweuno さん 12 町広報写真

裏表紙の写真				
1	2	3	4	1 @ smile_wanco さん 2 @ kouseides さん 3 @ wmjpgdg_a さん 4 @ ayutet.suzuki さん
5	6	7	8	5 @ mayuko.maimai_78 さん 6 @ anponstyle さん 7 @ taika_kishida さん 8 @ akiyamayutaka さん
9	10	11	12	9 @ gen3gen さん 10 @ leo7000 さん 11 @ bodydoctor_hayama さん 12 @ y630.t さん

第五次葉山町総合計画

発行日 2025 年3月
発 行 葉山町
〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地
電話 046-876-1111 (代表) FAX046-876-1717
<https://www.town.hayama.lg.jp/>
編 集 葉山町政策財政部政策課
表 紙 森戸海岸裏・森戸神社の松林 (町広報写真)

